

第4部
大宰府の官衙と諸司



大宰府の町並に眠る大宰府官衙

第4部 大宰府の官衙と諸司

第1章 大宰府の機能と律令国家	佐藤 信	195
第2章 大宰府の官衙	森 公章	203
第3章 大宰府の諸司	松川 博一	211
第4章 大宰府史跡出土の付札木簡	酒井 芳司	217
第5章 前面官衙跡の調査研究成果	小田 和利	223
第6章 蔵司地区官衙跡の調査研究成果	下原 幸裕	229
第7章 鉄から見た大宰府官衙	小嶋 篤	235

第4部では、西海道統治の拠点施設である大宰府官衙を研究する。第1章で大宰府の機能を体系的に整理した後、第2～4章で文字史料を基に官衙と諸司、管内支配機能の実態を明らかにする。第5～7章では、考古資料を基に大宰府官衙の配置や変遷を明らかにした上で、官衙の整備過程や諸司の比定に議論を進める。

第1章と第4章は、平成22年（2010）10月30日に九州国立博物館・福岡県・九州歴史資料館が合同開催したシンポジウム「展望・大宰府研究 蔵司跡の調査から」の当日配布資料を再掲載（一部加筆、改変含む）したものである。

第2・3章と第5～7章は、平成30年（2018）12月15日に九州国立博物館・福岡県・九州歴史資料館が合同開催したシンポジウム「展望・大宰府研究 大宰府の官衙」の当日配布資料を再掲載（一部加筆、改変含む）したものである。



「展望・大宰府研究 蔵司跡の調査から」
ポスター



「展望・大宰府研究 大宰府の官衙」
当日配布資料表紙

第1章

大宰府の機能と律令国家

佐藤 信

はじめに—大宰府と平城京—

奈良時代の大宰府は、首都の平城京と比肩される存在であった。大宰少貳として大宰府にあった小野朝臣老は、平城京を「あをによし寧楽の京師は咲く花の薫ふがごとく今盛りなり」（『万葉集』巻3、328）と美化して歌っているが、筑紫国に赴任する海路途上の柿本朝臣人麻呂が「大君の遠の朝廷とあり通ふ島門を見れば神代し思ほゆ」（『万葉集』巻3、304）と詠んだように、大宰府は「遠の朝廷」とも称されていた。帥以下の大宰府の官人たちは、『続日本紀』（神護景雲3年〔769〕10月甲辰条）に

大宰府言さく、「この府は人・物殷繁にして天下の一都会なり。…」

とみえるように、「天下の一都会」とまで称している。宮都の平城京に後れをとらない人口と流通をもつ都市像を自負しているものと思われるが、大宰府の発掘調査の進展により、かつて鏡山猛氏によって「大宰府都城」と呼ばれた条坊制的な構造をもつ大宰府の府郭の都市像が明らかになってきつつある。

最近のあたらしい日本古代史の研究の進展には、めざましいものがある。その動向は、①東アジア（東ユーラシア）的視野から日本列島の古代史をみること、②発掘調査成果や新発見の木簡など出土文字資料によって、歴史像を具体的・立体的に再構成するようになったこと、③これらによって列島各地の地域の古代史像が明らかになってきており、合わせて諸地域間で境界を越えた交流が盛んに行われていたことが解明されてきたこと、と整理できよう。そして、日本列島の古代史が多元的に展開したことが指摘されるようになってきたのである。かつて、古代国家が編纂した六国史・律令など文献史料によって国家・天皇・畿内・中央を中心に描かれがちであった古代史像に対して、列島各地域の古代史像が描かれるようになってきたといえよう。今日では、中央からのまなざしと地方からのまなざしとの両方からの視座を総合した列島全体の古代史像が目ざされているのである。

こうした研究動向において、各地に置かれた国府（国衙）・郡家（郡衙）など地方官衙の発掘調査成果は、そこから出土する木簡などの出土文字資料による歴史情報と合わせて、日本古代国家が中央集権的な体制をどのように実現し得たのか、中央集権性の実像を検討する上で大きな焦点となってきた。大宰府は、平城宮跡・多賀城跡（陸奥国府でもある東北城柵）とともに日本古代の「三大史跡」（大規模遺跡）として数えられるが、古代最大の地方官衙である大宰府のあり方の解明は、中央と地方を結ぶ接点を理解する上で、大きな焦点となろう。

幸い、大宰府史跡では、福岡県立九州歴史資料館による多年の発掘調査・研究の蓄積によって、古代大宰府像の解明が格段と進んできており、太宰府市教育委員会による条坊遺跡などの調査・研究成果も合わせて、古代都市としての大宰府像が見えてきつつある。大宰府のほか、平城宮跡では奈良文化財研究所による多年の発掘調査・研究成果により古代の宮都・王宮の実像が明らかになり、多賀城跡でも宮城県立多賀城跡調査事務所により古代東北城柵・陸奥国府の実像が解明されてきている。この他にも地方官衙としての国府・郡家の実像が各地で解明されてきており、これらの研究成果を関係づけて理解することによって、律令国家の地方支配の構造が立体的に明らかになるとと思われる。

平成22年、平城遷都1300年を期して奈良文化財研究所の平城宮跡資料館の展示がリニューアルされ、多賀城の発掘調査50周年を期して東北歴史博物館でも特別展「多賀城・大宰府と古代の都」が行われ、また新しい九州歴史資料館（小郡市）が開館するとともに特別展「大宰府展」が開催された。列島の古代史を多角的に理解する上で、これらの調査・研究成果を改めて総合的に検討することが求められてい

るといえよう。

1. 遠の朝廷大宰府

(1) 遺跡群としての大宰府史跡

大宰府は古代最大の地方官衙であり、政庁正殿の都府楼を中心として、様々な機能を果たす多様な施設から構成されていた。大宰府を構成する諸官司（曹司）や観世音寺などの寺院、防衛のための古代朝鮮式山城群など、その広がり是多種類・広範囲に及ぶ。

史跡としては、

大宰府跡・大宰府学校院跡・観世音寺境内及び子院跡・筑前国分寺跡・国分瓦窯跡・塔原塔跡・大野城跡・水城跡・基肄城跡・鴻臚館跡・怡土城跡

などがあり、付随する官司や生産遺跡として、

不庁地区（官司群跡）・来木地区（官営工房群）・月山東地区（官司跡）・大宰府条坊跡（「朱雀大路」など）・主船司・警固所

などがある。

大宰府を取り囲みネットワークを組む史跡・遺跡群としては、

古代朝鮮式山城跡・神籠石系山城跡・烽群^{とぶひ}・地方官衙遺跡（国府・郡家）・瓦窯跡（老司瓦窯跡など）・土器窯跡（牛頸窯跡など）

などがあり、寺院・神社では、

観世音寺・戒壇院・筑前国分寺・国分尼寺・塔原塔跡・竈戸山寺
太宰府天満宮（安楽寺）

などが知られる。

また、大宰府をめぐる交通路関係遺跡として、

西海道跡・古代官道跡・駅家跡

なども指摘できる。

こうした大宰府をめぐる遺跡群を、総体として大宰府史跡群としてとらえる視角が必要と思われる。

(2) 大宰府史跡の調査・研究

大宰府史跡の発掘調査・研究を中心となって進めてきたのは、福岡県立九州歴史資料館である。大宰府史跡や関連遺跡の発掘調査・研究のほか、史跡の整備や博物館展示も進め、さらに九州各地における発掘調査を牽引する役割も果たしてきたのであった。

大宰府史跡については、地道な発掘調査の積み重ねの上に、これまでに多くの調査成果が蓄積されてきた。大宰府木簡の出土も大きな成果であり、また、太宰府市教育委員会の発掘調査による大宰府条坊遺跡の確認も注目される。

「文明のクロスロード」に位置する遺跡群としての大宰府史跡群は、研究対象として、東アジアにおける日本古代国家を解明する上できわめて重要な位置を占めるものといえよう。その際、遺跡だけでなく史料・建造物・美術工芸品など多様な文化遺産からなる歴史資料を、総合的・学際的に調査・研究することが求められる。かつての「大宰府研究会」などは、そうした意図をもっていたものと聞いている。大宰府をめぐる多様な歴史資料・文化遺産を学際的・多角的に調査・研究する「大宰府学」が、日本史・考古学・建築史・美術史・国文学・歴史地理学・東洋史・保存科学などの学際的な共同研究によって進められることを、今後の九州歴史資料館や九州国立博物館においても期待したい。

2. 大宰府をめぐる人びと—大伴旅人—

大宰府をめぐる人々として、ここでは神亀5年(728)頃から大宰帥として赴任し、「筑紫歌壇」とまで呼ばれる和歌群を『万葉集』に伝えることになった大伴旅人について、大宰府における帥としての生活に注目しつつみてみたい。大伴旅人関連の『万葉集』の和歌群やその題詞・左注からは、大宰府の府官^{かん}館である「帥家」における「梅花の宴」など、府官・国司たちとの交流や、国内神社への拝礼、近郊への遊覧、大宰府周辺の交通体系を示す駅家の利用、離任の際の帰路など、様々な実像がうかがえる。

○「右は、神亀五年(728)戊辰、大宰の帥の大伴の卿の妻大伴の郎女、病に遭ひて長逝せり。時に勅使式部の大輔石上朝臣堅魚を大宰府に遣して、喪を弔ひ并せて物を賜ひき。その事既に畢りて駅使及び府の諸卿大夫等、共に記夷の城に登りて、望遊せし日、すなはちこの歌を作りき。」1472

○「冬十一月、大宰の官人等、香椎の廟を拝み奉り訖へて退り帰し時、馬を香椎の浦に駐めて、各懷を述べて作れる歌」957～

天平2年(730)正月、帥宅にて梅歌の宴を開く

○「梅花の歌三十二首(序并せたり)・天平二年正月十三日、帥の老の宅に萃まるは、宴会を申ぶるなり。時に初春の令き月にして、気淑く風和み、梅は披く、鏡の前の粉を、蘭は薫らす、珮の後の香を。しかのみにあらず、曙の嶺に雲移り、松羅を掛けて蓋を傾け、夕の岫に霧結び、鳥うすものに封められて林に迷ふ。庭には新しき蝶舞ひ、空には故つ雁帰る。ここに天を蓋にし、地を座にし、膝を促け觴を飛ばす。言を一室の裏に忘れ、衿を煙霞の外に開き、淡然としてみづから放に、快然としてみづから足る。もし翰苑にあらずは、何を以ちてか情をのべむ。詩に落梅の篇を紀せり。古と今とそれ何ぞ異ならむ。うべ園の梅を賦みていささか短詠を成すべし。」815～46

帥である旅人の府官館に於いて開かれたこの著名な「梅花の宴」に列席した人々は、

大貳紀卿・小貳小野大夫(老)・小貳栗田大夫(人上か)・筑前守山上大夫(憶良)・豊後守大伴大夫(三依か)・筑後守葛井大夫・笠沙彌(満誓)・主人(大伴旅人)・大監伴氏百代(大伴百代)・小監阿氏奥島・小監土氏百村(土師百村)・大典史氏大原・小典山氏若麿(山口若麿)・大判事丹氏麿・薬師張氏福子・筑前介佐氏子首・壹岐守板氏安麿(板茂安麿か)・神司荒氏稻布・大令史野氏宿奈麿・小令史田氏肥人・薬師高氏義通・陰陽師磯氏法麿・算師志氏大道(志紀大道か)・大隅目榎氏鉢麿・筑前目田氏真上・壹岐目村氏彼方・対馬目高氏老・薩摩目高氏海人・土師氏御道(土師水道)・小野氏国堅・筑前掾門氏石足(門部石足)・小野氏淡理(小野田守か)

らという大勢で、美しい春の饗宴を楽しみ和歌を詠み交わしている。西海道の諸国・島の国司・島司の一員も参列しており、大宰府の府郭には諸国・島の「出張所」的な出先施設が当然あったとみられる。

同年六月、脚病となり、奏して遺言を伝える同族を派遣してもらう

○「さきに天平二年庚午の夏六月、帥大伴の卿、忽に瘡を脚に生じ、枕席に疾み苦しき。これによりて、駅を馳せて上奏し、望はくは、庶弟稻公姪胡麻呂を請ひて遺言を語らまく欲と奏せば、右兵庫助大伴宿禰稻公・治部少丞大伴宿禰胡麻呂兩人に勅して、駅を給ひて発遣し、卿の病を省しめ給ふ。而して数旬を経て、幸いに平復することを得たり。時に稻公等、病の既に療えたるを以ちて、府を発ちて京に上る。ここに大監大伴宿禰百代・小典山口忌寸若麻呂及び卿の男家持等、駅使を相送りて、共に夷守駅家に到り、いささか飲みて別を悲しみ、すなはちこの歌を作りき。」566・7

○「七月七日の夜に、憶良、天の河を仰ぎ見る。(一は云ふ、帥の家にて作れる)」1522

山上憶良が大伴旅人の帥家の七夕の宴会に参列した時の和歌か。

○「右は、天平二年七月八日の夜、帥の家の集会。」1523～1526

○「大宰の帥の大伴の卿の、大納言に任けられて京に入らむとする時に臨み、府の官人等の、筑前国の蘆城駅家に卿を餞する歌四首」568～571

旅人送別の宴会に、筑前掾門部連石足・大典麻田連陽春・防人佑大伴四綱らが参加した。

○「大宰の諸卿大夫并せて官人等の、筑前国の蘆城駅家に宴せる歌二首」1530・1531

○「冬十一月、大伴の坂上郎女の、帥の家を発ち上道して、筑前国宗形郡名児山を超えし時、作れる歌一首」963題詞

○「同じ坂上郎女の、京に向ふ海路に浜の貝を見て作る歌一首」964題詞

旅人の帰京の少し前に大伴坂上郎女が平城京への帰途についた時、宗像郡の名児山を越えるまでは陸路を行き、その後海路を採ったことが知られる。

○（冬十二月）「右は、大宰の帥大伴の卿、大納言に兼任して、京に向ひて上道しき。この日、馬を水城に駐めて、府の家を顧み望みき。時に卿を送る府の吏の中に、遊行女婦あり。その名を児島と曰ふ。ここに娘子、この別れ易きを傷み、その会ひ難きを嘆き、涕を拭ひ、みづから袖を振る歌を吟ひき。」965・966左注

大宰府を出発して都に戻る際、水城の門の所で馬を降りて大宰府の庁舎を遠望しており、水城まで見送りがあった。

この大伴旅人のほか、740年に乱を起こした藤原広嗣（少弐）、玄昉（観世音寺別当）、吉備真備（大弐）、配流されてきた菅原道真（権帥）そして939年に乱を起こした藤原純友など、古代史上著名な人々が大宰府をめぐる人々として挙げられるのは、やはり大宰府の占める歴史的 position の重要性に依拠しているものといえよう。

3. 大宰府の機能

（1）大宰府の特質

日本古代の地方官衙としては、大宰府、国府（国衙）、郡家（郡衙）のほか郡家出先機関・城柵・関・駅家などが挙げられるが、その最大のものは大宰府である。対外外交を管轄し、西海道の九国三島を統括するという国府をしのぐ組織であり、官人の規模も国府をはるかにしのぐ。長官の大宰帥の官位相当は親王四品・従三位であり、大国の守の従五位上相当をはるかに上回る上級貴族が任じられることになっている。大宰帥の職掌としては、国司とは違って「蕃客・帰化・饗饌」が規定されており、中国・朝鮮や隼人・南島に対する対外外交の前線を担うところが、大きな特質といえよう。

外交や西海道統括という中央政府に準じた行政を担うところから、大規模な官人構成をもち、管下の官衙（曹司、実務官衙）としても多様な部署をかかえている。

古代都市としての大宰府については、大宰府が平城京の条坊制にならって条坊をもつ府郭を備えていたことが、他の国府などとは異なっている。大宰府の条坊遺跡は、太宰府市教育委員会による地道な発掘調査によって次第にその姿が明らかになりつつある。かつて鏡山猛氏が想定した都城型の条坊説そのままだのではないようだが、「朱雀大路」は確かに存在しており、「あみだくじ」式の条坊とみる説や、独自の条坊とみる説などが知られている。

都府楼の政庁の前面に広がる官庁街としての不庁地区の展開、朱雀大路や条坊道路の存在、街区の区画にあわせて長大な南北棟建物が規格性をもって配置されるというような町並みのあり方は、大宰府の府郭が宮都になった条坊をもち、「天下の一都会」と称されるだけの都市としての実態をもったことを示している。

多賀城跡（陸奥国府、宮城県多賀城市）にも、方格地割をもつ都市域（山王遺跡・市川橋遺跡）が外郭南面から西にかけて展開し、立派な四面庇建物や園池をもつ国司館と推定される宅地などが立ち並んでいたことが知られているが、これは八世紀後期～九世紀に形成されたという点が、大宰府と異なっているといえよう。

（2）大宰府の機能

大宰府が果たした機能は、外交・行政・財政・軍事・宗教・給食・交通などの諸分野にわたる多様なものであった。外交機能をもち西海道の統治拠点でもあり、国府の上に位置づけられることも、その多様な機能に結びついている。

外交機能は、東アジアの中国・朝鮮や隼人・南島に対する外交を担うもので、新羅使・渤海使や南島などからの外国使節等の来朝に対応している。日本からの外交使節も、遣唐使だけでなく、『万葉集』に和歌群を残す遣新羅使なども、大宰府を経由して海を渡って行った。これらの外交使節を迎える迎賓館として、博多湾岸には鴻臚館（筑紫館）が営まれ、大宰府との間は水城の西門につながる直線官道で結ばれていたものであった。

行政機能は、九国三島の西海道諸国に対する行政を総括する役割である。

財政機能は、西海道諸国の調庸物は、長門国以東の一般諸国（陸奥・出羽を除く）のように平城京に貢進するのではなく、大宰府に集約されたものであった。大宰府の「蔵司」は、こうした大量の調庸物を収納する倉庫群が配置された官司であった。諸国で口分田を班給した剰りの「公田」（乗田）では、耕地を農民に賃租して収穫の五分の一を地子として納めさせる地子経営が行われた。その公田地子は、内国では太政官に送納されて太政官の財源となったが、西海道においては、大宰府に送納されてその財源となった。8世紀半ばからは、「府官公廨」として大宰府官人たちの得分となっていた。この府官公廨も、大量に大宰府で収納されたものと考えられる。

軍事機能は、對外防衛そして對隼人・南島の性格をもって、大宰府を守る形で様々な造営が行われた。防人・烽火・古代朝鮮式山城群・水城・怡土城跡などがそのために営まれた。防人たちは大宰府に直属して北部九州などの防衛に当たる兵力であり、大宰府の下防人司が管轄した。西海道諸国の軍団の兵力も、直接には諸国国司の管理下にあるが、諸国司の上に大宰府が位置していた。防人・烽火や水城は663年の白村江の敗戦の翌年に緊急に作られ、さらに翌年に長門城・大野城・基肄城などの古代朝鮮式山城群が作られたことは、『日本書紀』にみえる。

○『日本書紀』天智3年（664）是歲条

對馬島・壱岐島・筑紫国等に、防と烽火とを置く。又筑紫に、大堤を築きて水を貯へしむ。名けて水城と曰ふ。

○『日本書紀』天智4年（665）8月条

達率答本春初を遣して、城を長門国に築かしむ。達率憶礼福留・達率四比福夫を筑紫国に遣して、大野及び椽、二城を築かしむ。

水城…版築の敷粗朶工法、柱の埋め殺し工法、暗渠導水管の精密な工法

宗教機能としては、大宰府とセットで営まれ、西海道を代表する寺院である観世音寺の存在が大きい。その大規模なあり方は、延喜5年（905）の「観世音寺資財帳」（国宝）にみることができる。戒壇は、正式な僧侶となるための受戒の儀式を行う場である。天平宝字5年（761）に内国の東大寺、東国の下野薬師寺と並んで西海道の観世音寺が正式な戒壇として認められた（「本朝三戒壇」）。

給食機能は、古代の官司で行われた官人に対する毎日の給食や食材の管理など、厨がはたした機能である。大宰府官人として「主厨」が存在し（職員令）、官司として主厨司があったと考えられる。

交通機能は、西海道をはじめとする官道（駅路・伝路）や駅家の体系は、大宰府を中心として配置されていたものであった。そのネットワークの中で大宰府が占めた役割を、確認する必要がある。

（3）大宰府の諸施設

発掘調査などにより明らかになってきた大宰府関連の諸施設について、概観しておこう。

大宰府政庁…「都府楼」とも称される。巨大な礎石が基壇上に現存する正殿を中心とするが、南から南門・中門・正殿・後殿・北門が南北に並び、中門と正殿を結ぶ回廊や南北の南門・北門が発する築

地によって南北三つの区画に分けられている。中央の区画の正面に東西棟の正殿があり、その前面広場の東西にそれぞれ二棟の南北棟の脇殿が配置されている。下層の7世紀後期の掘立柱建物群（建物配置は未詳）からなる第Ⅰ期、8世紀になって上記のような配置で礎石建物群が立ち並んだか第Ⅱ期、天慶4年（941）に藤原純友の乱で焼失したのち同様な配置で再建され、現在の正殿の礎石・基壇の時期にあたる第Ⅲ期と時期区分されている。後殿の近くからは削屑をふくむ大宰府木簡が大量に出土しており、後殿が文書行政の場となったことが推定された。

不庁地区…都府楼前面の東西道路の南に、官衙（曹司）群の区画が並んで展開した地区が、発掘調査で確認されている。政庁前面に大宰府を構成する諸官司（曹司）の官庁街があったのである。この地区からも、木簡が多く出土しており、とくに基肄城の穀の分配について記した文書木簡は注目される。この木簡は、基肄城の倉庫群に貯積された大量の稲穀が大宰府の管理下にあり、何らかの理由で筑前・筑後・肥前・肥後などの諸国にその稲穀を班給する際に、大宰府官人の大監が派遣されたことを示している。

○大宰府史跡不庁地区出土木簡

為班給筑前筑後肥等国遣基肄城稲穀随 大監正六位上田中朝〔

大宰府木簡としては、西海道管内諸国からの紫草・綿など調庸物の貢進物荷札木簡が出土している。大宰府が、管内諸国からの調庸を集約したことを示す実物史料である。また、南島木簡も出土している。「木奄美島」・「伊藍島」（沖永良部島）と記載した木簡であり、南島との交流を示す。なお、平城宮跡からは、大宰府に集まった諸国からの調綿の一部を大宰府から平城宮宛てに荷造りして貢進した際に、大宰府で付けた貢綿荷札木簡が多く出土している。大宰府で書かれたこの貢綿荷札木簡群は、材に広葉樹を利用していることが特徴であり、もっぱら檜・杉の針葉樹を材とした日本古代木簡の中にあって大きな特徴を示している。

月山地区…政庁の東側の丘陵部にあたる月山地区は、史料から確認できる水時計（漏刻）が設置された場所と推測されている。

学校院…月山地区の東方に並ぶ地を占めて、学校院が存在した。西海道の諸国の国学の上に位置する教育施設である。官人の再生産をめざして府官などの子弟を教育した。孔子廟があり、積奠（孔子祭り）の儀礼が行われた。吉備真備が大宰府に赴任した時代に積奠の儀礼が整えられたという。朝鮮半島と類似する文様塼が出土することが名高いが、本格的な発掘調査はまだである。

観世音寺…西海道諸国の仏教を統括し、諸国国分寺の上に立つ大宰府の寺院であった。

戒壇院 『観世音寺資財帳』 梵鐘 創建期をめぐる課題

鴻臚館跡（筑紫館跡）…外国使節や日本から派遣される遣唐使・遣新羅使たちを迎える迎賓館が博多湾沿いに営まれていた。東に開いた門は、水城の西門につながる直線官道とむすびついていたと考えられる。のちに鴻臚館交易ともいわれる外国使節との交易の場ともなった。南館・北館の二つの客館からなり、掘立柱建物群から礎石建物群に変遷したことが発掘調査により明らかになっている。九世紀代の、優秀なイスラム陶器・ガラス器・中国陶磁器などが出土している。この鴻臚館跡からの出土木簡には、豊前国京都郡や南海道の讃岐国三木郡からの庸米等の貢進 物荷札木簡があり、大宰府や平城京に送られるべき貢進物が、大宰府のもとで国家的な施設であった鴻臚館に転送されたことが知られる。

（豊前国） ○・京都郡庸米六斗

・□□〔 〕□〔 〕月 186× 21 × 8
○讃岐国三木郡□□六斗 213×(21)× 4 031

おわりに

あたらしい日本史の動向の一つは東アジア（ユーラシア）的規模の国際関係の視座から列島の歴史を

見直す所にあるが、「文明のクロスロード」として東アジアの交流史の中で大宰府が果たした機能を明らかにすることは、大きな意義があろう。また、遺跡群としての大宰府史跡のあり方や古代都市としての大宰府の実像の解明は、他の地方官衙・城・寺院・生産遺跡・交通路などの遺跡の解明とリンクさせることによって、古代国家における中央と地方との関係を立体的にとらえ直す道を開くことになると思われる。

ここまで大宰府史跡群の調査・研究が展開してきた基盤は、これまで続けられてきた毎日の地道な発掘調査の成果に多く負っていることは、誰もが認めるところであろう。

調査区の設定によっては、その時々では地味な発掘調査であっても、その成果が積み重なって大宰府史跡群の各地区の歴史的意義が次第に明らかになってきたことは、最近まとめられた大部な報告書群によっても知ることができる。

今日では、発掘調査に対してマスコミをにぎわせる「教科書を書き換える新発見！」に注目が集まり過ぎる傾向が強いように感じるが、地味ながら、古代国家の構造理解や古代都市の実像解明に結実していく大きな成果に結びつく継続的な発掘調査を、これからももっと大切にしていきたい。大宰府史跡群の調査・研究では、ぜひ、今後の戦略的な発掘調査の成果を期待するとともに、史跡の整備・活用と調査・研究成果のさらに広範な公表を通して、国民・市民に対する発信を進めていきたいと願っている。

参考文献

- 鏡山猛 1967『大宰府都城の研究』風間書房
 鏡山猛 1979『大宰府遺跡』ニュー・サイエンス社
 倉住靖彦 1985『古代の大宰府』吉川弘文館
 倉住靖彦 1979『大宰府』教育社
 佐藤信編 2002『日本の時代史4 律令国家と天平文化』吉川弘文館
 田辺征夫・佐藤信編 2010『古代の都2 平城京の時代』吉川弘文館
 藤井功・亀井明德 1977『西都大宰府』日本放送出版協会



九州歴史資料館（福岡県小郡市三沢）

九州歴史資料館は、昭和48年（1973）に太宰府町石坂（現在の太宰府市石坂、九州国立博物館南側駐車場の地）で開館した。本施設の開館は、九州国立博物館と密接な関係がある。当初の館名は「福岡県立歴史資料館」が有力候補であったが、国立博物館の設置基盤となる調査研究施設という役割も期待され、「九州」の名を冠する「九州歴史資料館」として開館することになった。

九州歴史資料館は、国立博物館誘致の拠点施設という役割に加え、大宰府史跡をはじめとする福岡県内の文化財についての調査研究・収集保管・展示公開も担ってきた。平成30年（2018）に迎えた大宰府史跡発掘50年の歩みも、九州歴史資料館が主体となって進められた。

九州歴史資料館の役割の一つであった国立博物館誘致は、平成17年（2005）の九州国立博物館の開館により結実した。その後、九州歴史資料館自体は施設の老朽化、収蔵庫の飽和等の問題を抱えていたこともあり、太宰府市を離れ、小郡市三沢で調査研究・収集保管・展示公開のさらなる充実とともに、教育普及・保存修復の機能強化を図ることになった。

九州国立博物館が進める「大宰府学研究」は、九州歴史資料館が蓄積してきた調査研究の成果を学術的基盤としている。今後の研究、公開活用においても、両施設が連携することで、より確かな成果をあげることが出来るだろう。

（小嶋 篤）

参考文献

大庭孝夫 2010「九州歴史資料館の歩み」『大宰府—その栄華と軌跡』九州歴史資料館

第2章

大宰府の官衙

森 公章

はじめに

大宰府は宣化朝の那津官家を先蹤とし、直接的には推古朝に初現する筑紫大宰に淵源するもので、海城アジアへの窓口としての地政学上の位置とともに、律令制下では西海道全体を統括する機関として重要な役割が期待された。大宰府が現在位置に定まったのは、663年白村江戦の敗戦前後であるが、『日本書紀』持統5年（691）正月丙戌条には「直広肆（従五位下相当）筑紫史益、筑紫大宰府典を拜して以来、今に廿九年」とあり、大宰府の始まりとの符合とともに、当初から実務官が存し、機構的整備が図られていたことがわかる。

大宰府の様相については、先駆的研究とその後の発掘調査の進展、木簡などの出土文字資料や他の遺物なども相俟って、中心となる政庁は九州歴史資料館編『大宰府政庁跡』（吉川弘文館、2002年）、周辺官衙群に関しては日吉、不丁、大楠、広丸など各地区の発掘報告書の刊行が進められている。文献史料は『大宰府・太宰府天満宮史料』などに集成され、木簡は『大宰府史跡出土木簡概報』1・2（九州歴史資料館）や『木簡研究』などで報告されているが、官衙名などを記した墨書土器は意外に出土せず、紫草関係木簡により不丁地区に貢上染物所が、蔵司地区と谷を挟んで西側の来木丘陵上とその周辺の来木地区で銅・鉄の生産工房が検出され、匠司の存在が考えられているくらいで、官衙地区の解明はなお研究途上にある。

文献史料に基づく大宰府官衙機構の様相は早くに整理がなされており、付加できる点は多くはないが、官司や家政の実務遂行部署である「所」に関する研究、地方官衙としての国衙・郡家の検討なども深化されており、近年の発掘調査の進展・知見をふまえて、具体的な官衙像や運営の日常の姿を究明することが必要であると考え。そこで、以下では、大宰府の官衙組織について、主に文献史料から具体的な執務のあり方を考察してみたい。

1. 大宰府の官員

まず養老令文に記された大宰府の官制を示すと、次の通りで（官位相当も掲げた。〔→〕は後の名称変更、【 】は関係部署名を示す。史生は大宝令では10人か）、中央の太政官組織のミニチュア版が看取され、防人司や主船といった独自の部署も存する。

- 主神（正七位下）1人
- 帥（従三位）1人－大貳（正五位上）1人／少貳（従五位下）2人－大監（正六位下）2人／少監2人（従六位上）－大典（正七位上）2人／少典（正八位上）2人－史生20人
- 大判事（従六位下）1人－少判事（正七位上）1人－大令史（大初位上）1人／少令史（大初位下）1人〔→明法博士〕
- 大工（正七位上）1人－少工（正八位上）2人〔→主工〕【匠司、修理器仗所】
- 博士（従七位下）1人【学授、学校院】
- 陰陽師（正八位上）1人
- 医師（正八位上）2人【薬司、薬園】
- 算師（正八位上）1人【税倉、税司】

○防人正（正七位上）1人－佑（正八位上）1人－令史（大初位下）1人【防人司】

○主船（正八位上）1人【主船司】

○主厨（正八位上）1人【主厨司、厨戸】

ところで、大宰府は天平12年（740）少弐藤原広嗣の乱後に一時廃止され、平城遷都時に復置される。それに伴う措置として、『続日本紀』天平17年（745）8月己丑条に、

給大宰府管内諸司印十二面。（大宰府管内の諸司に印十二面を給ふ）

とあるのが注目される。「管内諸司」に関しては管内の諸国（九国三島）説と大宰府の被管諸司説がある。ともに特段の論拠がある訳ではないが、大宰府廃止期間中に西海道諸国の国印が収公されることがあったのか、また大宰府の被管諸司が12もあったのかは不審とされる。ただ、例えば国府においては8・9世紀に国書生などの雑色人や国務分掌の場としての「所」の存在、郡家でも郡雑任の存在が知られており、大宰府に関しても官印頒布に与るような「司」か否かは別にして、そうした存在の有無を考慮せねばならない。

2. 大宰府の「所」と構成員

10・11世紀に所見するものも含めて、大宰府管下の諸司・「所」を列記すると、学校院、（左右）兵馬所（兵馬司）、蕃客所、主厨司*、主船司*、匠司*、修理器仗所*、防人司*、警固所、大野城司*、蔵司*、大帳所、公文所、薬司*、貢上染物所*、作紙所*、貢物所、政所*などが知られる（*を付したものは、8・9世紀に登場する部署名）。

官衙運営を支える人員として、『類聚三代格』巻5延暦16年（797）4月13日官符には外散位からとる使部が不足の場合は白丁の使部を20人から40人に増員、巻14大同2年（807）正月13日官符では使部・書生に稲を無利子で借貸するとあり、使部は200人、書生（散仕）は100人がいたことが知られる。これらは8世紀から存したと考えられ、天平年間と目される大宰府154号木簡には使部が見える。巻7天長2年（825）8月14日官符には「監典等早朝就衙午後分行、多事少人僅検大略」「就事書生得弁細碎」「選択書生、毎所配充永置不替」とあり、『日本三代実録』貞観12年（870）2月23日条には大宰府の諸司・諸所にも「監典二人、勾当釐務」、『類聚三代格』巻8貞観13年8月10日官符には「蔵司勾当監典」が見える。つまり監・典が勾当するが、多忙のため大略を把握するのみで、交替年限のない書生（終身任用か）が実務を担っていたのである。

ちなみに、天長2年官符には「求得経按繫名郡司尽其勤卓」とあり、府書生の出自は郡司クラスの豪族であった。154号木簡には「遠賀郡子弟」が見え、使部とある三家連安は筑前国早良・那珂郡の郡領氏族である。その他、政庁地区正殿後方築地東北隅出土木簡にも「車持朝臣氏道」、「口書生鴨牧麻」、「合漆人前田臣」（34・36・37号）のような人名を記した8世紀中葉～後半の削屑があり、書生の肩書、筑前国上座郡の郡領氏族として知られる前田臣の存在など、やはり管内諸豪族の出仕状況を窺わせる。天長2年官符では書生10人を権任郡司に任じることで、繋ぎ止めを図っており、10人としたのは『類聚三代格』巻6大同4年（809）正月26日官符の貢綿使の郡司10人と関連するものと目され、これが後代の十郡司の呼称につながっていくのであろう。

3. 官衙運営の諸相

次に彼らの実務遂行の様子を大宰府とその関連施設出土木簡、また京上の作業に関係して平城宮跡出土木簡に探る。まず不丁地区東限の南北溝S D2340からは186点の木簡が出土しており、天平年間前半頃までの時期が推定される。中には大宰府から中央に貢上される特産品として知られる紫草の貢進物付札を始めとして、筑前・筑後・豊後・肥後・大隅・薩摩、さらには南島からの貢納の様子が看取される

ものが存する。貢上染物所の現業部署があったのではないかと推定される所以である。

大宰府跡およびその周辺の関連施設から出土した荷札木簡を見ると、筑前国以外の管内諸国からのものを含めて、国名から書き始める荷札例は少なく、郡名からのものが多い。これは西海道全体が大宰府管内であり、大宰府への進上は「国内」での物資移動という意識もあり、郡名から記せばよいという方式であったことを窺わせる。一方、大宰府から宮都に進上された紫草の荷札を見ると（『平城宮発掘調査出土木簡概報』31-31頁）、

筑紫大宰進上肥後国託麻郡…□子紫草 （168+19）・19・3 081

「筑紫大宰進上」の文言と国郡名が明記され、文字も国衙公文様書風で、大宰府管内からの荷札がそのまま宮都に送られた訳ではないことがわかる。大宰府における中央貢上のための荷札作成の作業が存したのであり、国衙公文様書風は大宰府で文筆能力により実務運営を支える人々によって作成されたことを示している。

調綿進上の荷札を見ると、宮都出土のものは100屯という数量・4両という重量を記し、裏面に木簡作成者、あるいは計量責任者の名前があり、彼らこそが書生などの実務担当者であった。一方、郡司による貢上、複数人の合成を示す異質のものも存するが、これらは本来中央には到来しない筈のもの、大宰府管内から府衙に納入される際の貢綿荷札のあり方を窺わせ、こうした管内からの貢上を中央進上用の荷札に整える作業が府衙で行われたのである。

むすびにかえて ―蔵司の解明への期待―

近年発掘調査が進む蔵司地区の遺構の様子は第3章～第7章に委ねることにし、南西部の台地南端の第4次調査出土木簡（9点）に触れておきたい。遺跡の性格決定には文書木簡の方が有効であるとする知見によれば、6号木簡は重要である。これは稲の出入に関わる指示または申請を記した文書と目され、その稲とは4号木簡の「貸稲」、即ち出挙活動の実施に関連するものであり、木簡を残した部署では出挙に伴う事務が行われていた。

木簡出土地の丘陵上に存する蔵司地区の機能を検討すると、やはり蔵司の存在が想定され、貞観13年官符では蔵司が調庸の飭悪などを看過している点が指弾されており、収納・管理の業務を有していた。中央官司では大蔵省に比すべきもので、律令制下では調と庸のうちの布・綿類は大蔵省、庸のうちの米・塩は民部省、春米は宮内省被官の大炊寮に納入されることになっている。大宰府では民部省に比される官司は税司であり、こちらが徴税や予算の責務を担っていたのであろう。

中央の大蔵省では正蔵院に季禄を積み上げて賜与する儀式などが行われていたから（『儀式』巻9「二月廿二日賜春夏季禄儀」など）、蔵司でも同様の形で禄物の賜与が行われていたのかもしれない。なお、出挙関係の木簡との関連の有無で言えば、大蔵省は調物を管理していたが、稲穀の収蔵・出納に携わっていた徴証はなく、蔵司についてもそのような職掌を有していたか否かは不明とせねばならない。しかしながら、郡家の正倉には、倉別に収納物の区別はあると思われるものの、調庸物と稲穀の双方が納入されていたと目され、地方官衙である大宰府でも中央官司の如き稲穀管理の分掌は行われておらず、クラとしての蔵司が一括して掌握していたと考えることができるかもしれない。とすると、出挙木簡を蔵司の職務に関係づけることも全く無理ではなくなるが、いずれにしても蔵司地区のクラとしての機能の究明が俟たれるところとなる。

参考文献

酒井芳司 2005「大宰府史跡蔵司西地区出土木簡の再検討」『九州歴史資料館研究論集』30
杉原敏之 2011『遠の朝廷 大宰府』新泉社
竹内理三 1956「大宰府政所考」『史淵』71
森公章 2009『地方木簡と郡家の機構』同成社
森公章 2013『在庁官人と武士の生成』吉川弘文館
森公章 2018「大宰府官衙の研究」『大宰府の研究』高志書院

表1 監代・典代と「所」官人の氏姓

監代…直、安部、大蔵朝臣、大中臣朝臣、小野朝臣・小乃、上毛野、紀朝臣、清原真人、百濟、佐伯、早良、菅乃朝臣、菅原、但波、多治朝臣・丹治、高橋、豊嶋、津、伴朝臣、竹志、橘朝臣、秦、速部、惟宗朝臣、日奉、船真人、藤原朝臣、源朝臣、御春朝臣、真上、宗形朝臣、山村、和気朝臣／直宿禰、伊勢、大蔵朝臣、大中臣朝臣、大原朝臣、小野、上野、紀朝臣、清原、惟宗朝臣、菅野、橘、伴朝臣、平、中原朝臣、藤原朝臣、文屋真人、源
典代…阿刀、不知山、大蔵、大中臣、紀、清原、内蔵、財部、橘朝臣、津、長岑、速部、宗形／平
庁頭…大中臣、惟宗、伴宿禰、秦、藤井、山、和気
貫首…清原、高橋、豊嶋、中臣、秦／丹治、源
税司…預：矢作、十郡司：別、別当：橘
蕃客所…執行：山村、監代：山村
兵馬所…官人代：建部・小治田、勾当：百濟・調・海原 // 執当：赤染・宗形、庁頭：中臣・清原、十郡司：酒井、府老：大中臣・山宿禰、預
警固所…鑑取：田口、本司兼監代：百濟、文殿：宗形、庁頭：大中臣、貫主：高橋、府老：紀朝臣
検非違所…別当、執行：大蔵、検非違使：佐伯、大神
公文所…庁頭：和気・山・宗形・惟宗、府老：百治（百濟か）・山・宗形朝臣・惟宗朝臣、案主書生：紀、案主史生：高橋、監代：竹志・小乃・藤原・早良・大中臣
学校院…別当：(権監代)、院司
造観世音寺行事所…庁頭：藤井、府老：大中臣、典代：不知山、監代：菅野、文殿：内蔵、府掌：平

(備考)「／」以降は鎌倉時代の事例であることを示す。「所」官人については役職名別に表示した。兵馬所の項の「//」は別の文書での構成員であることを示す。庁頭・貫主には「所」官人として登場する事例も含めて表示してある。



「肥後国飽田□□□老□□□□」
〔郡調綿カ〕 〔伯屯カ〕 〔養老カ〕
 (237)×34×7 039



三三・筑前國怡土郡調綿壹伯屯 四兩養老七年
 室山 235×25×6 6031

三〇までの調綿荷札の裏の人名、たとえばこの「室山」はその収納責任者か。



三〇 肥後國飽田郡調綿壹伯屯 天平三年主政大初位下勳十二等建部君馬〔都〕
 368×37×10 6031

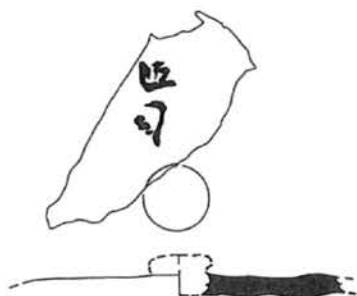
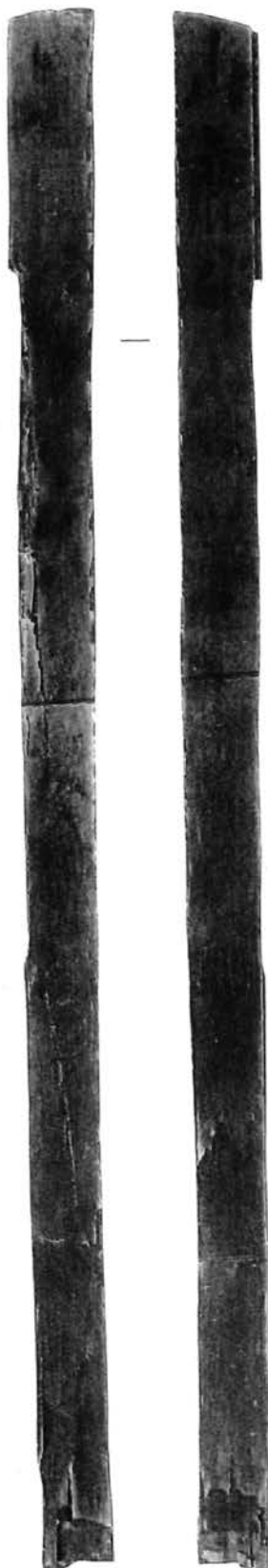


〔綿カ〕 大原里綿七十八屯 〔平カ〕
 □壹伯屯 三井里綿廿□□ 天□四年
 〔二屯カ〕
 (194)・25・4 019 JF11

二二六 ・山鹿郡紫草

託□ 大根

裏面は判別が容易でない。第二字は「尸」が見えるだけであるが、第一字を考慮すれば、「麻」であろうか。とすれば、肥後国託麻郡の意味であろうし、それは現在の熊本県飽託郡に当たる。

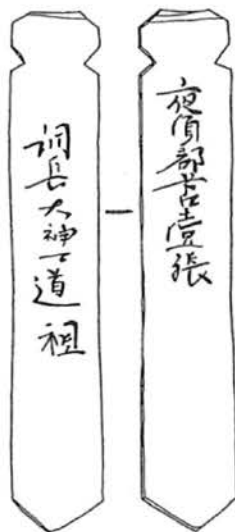


不丁地区 遺物

墨書土器

二〇二

・「夜須郡苦壹張」
・「調長大神マ道祖」



「伊藍嶋□□×」



「掩美嶋×」



「大隅郡」



「桑原郡」

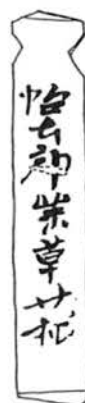


0 10cm

一九二 「糟屋郡紫草廿根」



一八九 「怡土郡紫草廿根」



二二三 「合志郡紫草大根四百五十編」





一五四・× □遠賀郡子弟名

☐料受☐師伊福マ☐☐

□受使マ他田舎千依
(人脱力)

受使部三家連安

瓦工

受 吳マ廣野

藏司西地区出土木簡

一号（『木簡概報（二）』一号）

□□疾病為依

・ 日下部牛 ☐ （調力）

里長日下部君牛閤 (147)・31・6 019

二號（『木簡概報（二）』五號）

大夫之口（續九）

三號（『木簡概報（一）』二號）

・久須評大伴ア

太母□□□三頁 156・27・3 032

四号（『木簡概報（二）』四号）

八月廿日記貸稲数「財人」
物財 (153)・32・7 061 (物差)

五号

134 · 15 · 5 081

六号（『木簡概報（二）』三號）

・告稲事者受食白 大伴了尸手此

・无^(故力)在時^(奴力)吾^(麻)^(稲取力)出白 343・21・6 011

七号（『昭和四五年度概報』図版一〇の七号、本文二九頁の八号）

子亥戌

$$\begin{array}{cccccccc} \square & \square & \square & \square & \square & \square & \square & \square \\ (24) & & & & & & & \end{array} \quad (163) \cdot 37 \cdot 5 \quad 019$$

八号

〔十二篇其〇〇〇〕
(116)・37・6 081

九号 101·22·6 032

墨痕を確認できなかった。

大宰府史跡の発掘調査は、昭和43年（1968）に開始され、平成30年（2018）に50年の節目を迎えた。九州国立博物館では、この節目の年に際して、特集展示「大宰府研究の歩み」を開催し、大宰府史跡の発掘調査にいたる『前史』に焦点を当てた。

大宰府は、古墳時代に起源をもつ地方行政官「大宰（オオミコトモチ）」を、律令制の中に取り込んだことで成立した日本独自の行政府である。「西都」とも称された大宰府は、対外交流の窓口を兼ねた地方最大の都市として栄えた。12世紀までに大宰府政庁は役割を終え、威容を誇った殿舎は荒廃した。やがて建物の基礎である礎石を田畑に残すのみとなったが、18世紀に古典や歴史地理についての研究が進展し、また名所を訪ねる旅行が盛行すると、大宰府史跡にも新たな光が当たった。六国史に登場する「大宰府」、菅公の詩に詠まれた「都府楼」を礎石や瓦片から体感できる大宰府跡は、『遺跡』として広く認識されるようになった。江戸時代における多様な学問の進展は、遺物・遺跡に対する考証を深め、その成果を受けた遺跡の保存と顕彰が唱えられる契機となったと言える。

江戸時代の研究をふまえ、大宰府研究にも新たな学問の波が押し寄せる。中山平次郎（九州大学名誉教授）は考古学的手法に沿って、大宰府政庁周辺をくまなく踏査し、採集資料の観察を通じた研究成果を次々と発表した。鏡山猛（九州大学名誉教授）は、大宰府の都市区画である条坊の復元案を提示するなど、大宰府史跡の全体像をはじめて示した。鏡山が集大成としてまとめた『大宰府都城の研究』は、その後の調査研究の教科書的存在となっている。また、大正2年（1913）の線路の複線化工事では、「水域切掘図」が描かれた。このような発掘調査開始以前の研究蓄積が、大宰府史跡発掘50年の学術的基盤となった。

（小嶋 篤）



「大宰府研究のあゆみ」リーフレットの表紙

第3章

大宰府の諸司 ―蔵司を中心に―

松川 博一

はじめに

大宰府には、多種かつ多数の品官^{ほんかん}と分課された被管官司があった。天平17年（745）、大宰府管内の諸司に印十二面が支給されており〔史料2〕、大宰府に12の被管官司があったとされる。これについては、中央の寮司印に先行することから九国三島の公印との異論もある。中央の諸司印支給の契機は、調庸の納入手続きの厳正化にともなう書類への捺印のためとされる。大宰府では、貞観12年（870）まで諸国の雑米^{ぞうまい}は税庫^{ぜいこ}ではなく、諸司諸所に直接納められていた〔史料6〕。大宰府が中央に先んじて諸司印が支給されたのはその手続きのためと考えられる。その12司の中には蔵司^{くらつかさ}が含まれてよいであろう。

1. 大蔵省と蔵司

大宰府の蔵司は、中央の大蔵省に当たる官司である。省名の「大蔵」とは、同省が管理する倉庫群のことであり、調庸物を収納する正蔵^{しょうぞう}などからなる。「蔵」という字は、「大蔵」や「正蔵」のように中央の「クラ」に用いられた。ところが大宰府の「クラ」は地方の「クラ」でありながら中央の大蔵に準じて「筑紫大蔵」と呼ばれた。蔵司の名は「筑紫大蔵」に由来すると考えられ、その成立は奈良時代以前に遡る可能性が高い。

平安京では大蔵省の敷地の西南辺に大蔵庁があり、その東に大蔵や長殿・率分所^{そつぶん}（蔵）、つまり数区画の正蔵院などがあった。その構造は、一院のなかに各種の倉庫が方位を揃えて整然と配列され、そのほぼ中央に「中庭・中区・大庭」とよばれる広場があった。その機能は、諸国からの調庸物を保管するだけでなく、その収納に際して現物を勘会する場でもあった。また、官人への季禄支給の際、禄物を中庭に積み上げて分配するという賜禄^{へいもつ}の場としても使用された。さらに山陵使の派遣に際してはその幣物も中庭に積み上げられた。

2. 蔵司地区の遺構と機能

蔵司地区の遺構をみると、丘陵の南西部（D・E地区）には9間×2間の身舎^{もや}に南北の廂をもつ大型礎石建物があり、その南東部（A・C地区）に3間×5間の総柱の礎石建物などが中央の広場を囲むようにコの字形の配置で6棟以上が並ぶ。それは大蔵庁と正蔵院の「雙倉^{ならびくら}」や「中庭」に通じる建物配置であり、蔵司地区の遺構を蔵司の曹司庁^{そうしちよう}と「筑紫大蔵」院とみることができる。

その機能は、西海道諸国の調庸物の保管はもとより現物勘会の場として、また大宰府や壱岐・対馬の官人の季禄の運積・分配の場として使用されたと考えられる。さらにいえば、香椎廟^{かしいびよう}は山陵と見なされたことから、その幣物の積上の場となった可能性もある。

大型礎石建物は一被管官司の曹司庁として破格の規模であるが、蔵司は大宰府による西海道支配を体現する官司である。それにふさわしい規模と格式の建物が装置として必要であったとみることができる。建物の前面の空閑地は、正蔵院の「大庭」にあたる役割を担ったことも考えられる。このような推論が許されるならば、蔵司は遅くとも8世紀前半には整備され、調庸物の勘会・出納・保管にともなう政務や賜禄儀礼をはじめとした儀式的場として機能した可能性が高い。

3. 蔵司と「大宰府工房」

大蔵省の職掌には官工房に関係するものがあり、その管下に典鑄司・掃部司・漆部司・縫部司・織部司が置かれた。その官工房では金属器・ガラス器・玉器・薦・蓆・床・簀・苫・葦簾等、漆器、衣服、錦・綾・紬・羅等の染織品、靴・履・鞍具、染革品などである。

蔵司が同様の職掌とすれば、これまで匠司の管下と考えられてきた、いわゆる「大宰府工房」のうち、蔵司管掌のものが多く含まれることになる。あらためて、匠司の官人とされる大工の職掌をみると、「城隍・戎器・舟楫・諸営作事」である。つまり、染織品や漆工品などの手工業生産は蔵司、土木・建築工事、瓦・建築部材の製造・調達、船舶の建造、武器・武具の生産は匠司が担当したことになる。そのことから、貢上染物所・作紙所・細工所などの諸所や工房は、蔵司の管下にあったと考えるべきである。したがって、紫草の付札木簡や木工に関わる「轆轤役」木簡、漆付着の土器・木簡などの手工業生産関係遺物が出土した不丁地区も含めて蔵司の管轄であったとみることができる。蔵司は大宰府の諸司の中で別格の規模と権限を有した存在であったといえる。

4. 蔵司の官人

蔵司の官人は、貞観13年(871)の時点で勾当の監・典ならびに使等から構成されていた〔史料7〕。蔵司に限らず、他の諸司も監・典が釐務を勾当しており〔史料6〕、監・典が複数の諸司を所管した可能性が高い。また、蔵司と税司には経理担当として品官の算師が配されていたと考えられる。

天長2年(825)の太政官符には、監典が早朝は「衙」に就き、午後から「分行」とある〔史料4〕。「衙」とは府の政所を指すと考えられ、大宰府の総務的な事務を担った太政官庁的な所司である。今のところ、木簡削屑が大量に出土した政庁後殿地区を想定している。「分行」とは勾当を務める諸司へ行くことを意味し、政庁周辺官衙ということになる。諸司の実務は、監・典の監督の下、現業を主導する品官と事務に精通した府書生が担い〔史料4〕、雑用に当たる仕丁も配置された〔史料7〕。

おわりに

蔵司地区からは多くの武器・武具が出土している。大宰府の兵庫は、貞観11年(869)の記事に「大宰府庁事并門楼兵庫」と主要建物が列記されていることから政庁の近くにあったとみられる。難波・平安宮では大蔵省の側に兵庫が置かれており、大宰府においても蔵司に隣接して兵庫があった可能性が高い。倉庫群が集中した方が警衛に都合がよく、また丘陵上に建ち並ぶ倉庫群の威容を示すことで視覚的な効果を狙ったのかもしれない。

参考文献

- 倉住靖彦『古代の大宰府』吉川弘文館、1985年
佐藤 信「史料からみた平城宮大蔵省」(『日本古代の宮都と木簡』吉川弘文館、1997年)
竹内理三「大宰府政所考」(『史淵』71、1956年)
平野邦雄「クラ(倉・庫・蔵)の研究—大宰府、郡家の発掘調査によせて—」(『大宰府古文化論叢 上巻』吉川弘文館、1983年)
松川博一「大宰府官司制論—被管官司の検討を中心に—」(『大宰府の研究』高志書院、2018年)
森 公章「国書生に関する基礎的考察」『在庁官人と武士の生成』吉川弘文館、2013年)
森田 悌「平安中期の大蔵省について」『平安時代政治史研究』吉川弘文館、1978年)

●大宰府の「諸司」関係史料

〔史料1〕『日本書紀』天武天皇6年(677)11月1日条

筑紫大宰、赤烏^{あかがらす}を献^{けん}れり。則ち大宰府諸司^{しな}人に禄^{しな}を賜^{たま}うこと各差^{またみづか}有り。且専ら赤烏を捕^とれる者に爵^{しな}五級^{すなわ}を賜^{たま}う。乃ち当郡の郡司等に爵位を加増したまう。

〔史料2〕『続日本紀』天平17年(745)8月己丑4日条

八月己丑、大宰府管内の諸司に印十二面を賜う。

〔史料3〕『類聚三代格』卷六、大同4年(809)正月26日太政官符

太政官符す

一、位禄・季禄の料米を運ぶを聴^{ゆる}す事

右大宰府解^げを得るにいわく、謹んで太政官の去る神護景雲二年(768)七月廿八日の符を検するにいわく、府の解を得るにいわく、五位国司及び帶^{たい}国の諸司^{しな}官人等の款^{もう}して云わく。賜うところの位禄ならびに季禄の料^{しょうまい}の春米を、京に上せて親族に資せんと欲す、てえり。(中略)

以前、右大臣宣^{うけたまわ}すらく、勅^{うけたまわ}を奉^{うけたまわ}るに、件のごとし。

大同四年正月廿六日

〔史料4〕『類聚三代格』卷第七 天長2年(825)8月17日太政官符

太政官符

応^{まさ}に直府^{しょうしやう}の書生^かを権^{けん}りに郡司に任^{にん}ずべき事

右、大宰府の解^げを得るにいわく、府は九国二島を惣管^{そうかん}する所にして、政迹^{せいせき}の体は、内外相兼ね、雑務出納、色に触れて紛繁^{ふんぱん}なり。監・典等、早朝に衙^{げん}に就^{てん}き、午後は分かれ行^がう。事多くして人少なく、僅かに大略を検するのみ。唯、事に就いては書生^{さうせい}のみ、細碎^{さいさい}に弁^{きやうあん}ずることを得^{これ}る。茲^よに因^より、承前、書生を選^{せん}択し、所毎に配^{くわい}し充て、永く置きて替^かえず。経按^{きやうあん}を得ることを求めて、名を郡司に繋^{けい}けて、其の勤卓^{きんたく}を尽さしむ。而るに太政官の去る弘仁三年八月四日の符に依^よるに、郡司の選^{せん}は、一^{もつぱ}らに国定に依^よれとす。書生等競^{きやう}いて本国に就^{てん}き、府に留^{りゅう}むる心無^しし。捉^と搦^とを加^かうと雖^いも、免^{めん}れて恥^かなし。弘仁七年以来の雑公文、今に至^{いま}りて未^もだ進^{しん}めざるは、職^{しやく}として斯^{これ}に由^よる。望^なみ請^かうら^かは、直府の書生、その才に随^しいて、権^{けん}りに主^{しゅ}帳^{ちやう}以上^いに任^{にん}じ、惣^{そう}数は十人を過^かぐる^なこと莫^なく、名を郡司に繋^{けい}け身^みを府の衙^{げん}に留^{りゅう}め、繼譜^{けいふ}の慶^{けい}びを以^{もつ}て、奔^{ほん}躁^{そう}の之^しを肅^{しやく}せんと、てえり。右大臣宣^{うけたまわ}すらく、勅^{うけたまわ}を奉^{うけたまわ}るに、請^かいに依^よれ。

天長二年八月十四日

〔史料5〕『類聚三代格』卷十八 天長3年(826)11月3日太政官符太政官符す

応^{まさ}に兵士を廃^{せん}し選^{せん}士衛卒^{しえいそつ}を置^おくべき事

(中略)

衛卒二百人

右、同前の奏状^いに倂^いはく、此の府は九国二島^{ふくそう}の輻湊^{ふくそう}する所にして、夷民^{いみん}、往来し、盜賊^{たうさく}も時無^つく、追捕^{ぶつぷ}拷掠^{かうりやく}、其の備^いえ有^あるべきなり。しかのみならず、兵馬二十疋の飼^か丁・草^{くさ}丁、貢^{こう}上^{じやう}染物所、作紙所、大野城の修理等、旧例は皆兵士を以^{もつ}て充^{くわん}つ。今、商量するに、此の二百人を置^おき、件^{けん}の雑役^{ざつやく}に充^あつ。年を以^{もつ}て相替^{ちやうよう}え、調庸^{てうよう}を免^{めん}じ、及び糧^{りやう}塩^{えん}資^し丁^{ちやう}を給^くうこと、一^{いち}らに仕^じ丁^{ちやう}に同^{どう}じからんことを。

(中略)

天長三年十一月三日

〔史料6〕『日本三代実録』貞観12年（870）2月23日条

（中略）。その三にいわく、承前の例、諸国の雑米はおのおのその本色に随い、諸司・諸所に輸納す。しかるにある司全く納まりて、用い尽すことすでにおわり、ある所は多く未進を致して、公途を闕くことあり。期会あるに至りて、廻撥することを得ず。いわんやまた、件の司等は、監・典二人、釐務を勾当し、ある時は自ら用いることあるも、また判置することなきにあらず。貢進の怠、これによらざるなし。たとい一任の内、ことに厳制を立つとも、なおおそらく、相承の官意に任せて改更せん。官符にあらざるよりは、なんぞ後法を立てん。望み請うらくは、五使料のほか、庸米ならびに雑米は、すべて税庫に納め、毎月下し行え。もし符宣の旨にあらずして、たやすくもって下し用うれば、監当の官、法に准じて罪を科さん、と。（中略）詔してならびにこれを従す。

〔史料7〕『類聚三代格』卷八 貞観13年（871）8月10日太政官符

太政官符す

応に大宰府の貢物の僣惡を責むべきの事

右、案内を検するに、去る承和十四年十月十四日の格にいわく、貢物の僣惡及び違期は、重科に処すべきの状、延暦十四年七月廿七日、大同二年十二月廿九日、承和十三年二月廿一日、数度の符を下すこと既におわんぬ。而るに府司等、符の旨を遵行せず、猶違期を致す。（中略）左大臣宣すらく、（中略）猶僣惡・違期を致さば、府司及び管内国宰は、公廨四分の一を奪え。但し郡司は諸国貢物の綱領に准じ、杖八十一を決せよ、てれば、（中略）而るに年来貢ぐところの絹・綿等は、濫惡のもの既に多く精細のもの尤も少し。寔に是れ府国の吏、憲章を慎まざるの致す所なり。（中略）督さざるの怠は府国帰すと雖も、容れ隠すの責は専ら蔵司に在り。右大臣宣すらく、勅を奉るに、法有りて行わざれば、何ぞ懲革することを期さん。宜しく霜典を降し、更に将来を肅すべし。仍りて須く僣惡の物、絹一百疋に及び、綿一万屯に満たば、蔵司勾当の監・典並びに使等、見任を解却し、曾ち寛宥せざるべし。自余の雑事は前格の如くせよ。

貞観十三年八月十日

〔史料8〕『延喜式』民部省下式大宰仕丁条 延長5年（927）奏進

凡そ大宰府、仕丁を充つるは、①帥に卅人、大式に廿人、少式に十二人、大少監に各八人、主神・主工・大少典・博士・明法博士・主厨に各六人、音博士・陰陽師・医師・算師・主船に各五人、大唐通事に四人、史生・新羅訳語・弩師・倭仗に各三人、②府衛に四人、学授に二人、蔵司に二人、税倉に二人、薬司に一人、匠司に一人、修理器仗所に一人、③守客館に一人、守辰に六人、守駅館に一人、儲料に廿人。みな諸国事力に准えて、其の食は皆庸米を充てよ。もし、仕丁の酬備を情願う者あらば、みな黒綿卅斤を以て限りとなし、これにより過ぎ収むることを得ず。其れ香椎宮の守戸は一烟、薬園の駆使は廿人、主船は一百九十七人、厨戸は三百九十六烟。

	所司名	別 称	年 代	出 典
1	政所	政所【墨書土器】	8世紀	大宰府政庁周辺官衙跡不丁地区
2		府政所	998	『本朝世紀』長保元年（999）3月7日条
3	防人司	防司	718	養老考課令最条
4		防人司	757	『続日本紀』
5	主神司	神司	730	『万葉集』巻第5
6		主神司	807	『古語拾遺』
7	学校院	府学校	781	『類聚三代格』15、太政官符
8	主船司	（大宰）主船司	787 - 791	『令集解』 宮繕令有官船条令积
9	城司	城司【墨書土器】	8世紀	福岡市早良区次郎丸高石遺跡出土
10		大城【墨書土器】	8世紀	大宰府政庁周辺官衙跡不丁地区
11		城司	876	『類聚三代格』18、太政官符
12	匠司	匠司【墨書土器】	8世紀	大宰府政庁周辺官衙跡不丁地区
13		匠司ヵ【墨書土器】	9世紀	大宰府条坊跡
14		匠司（仕丁）	927	『延喜式』 巻23 民部下 大宰仕丁
15	主厨司	厨司	862	『類聚三代格』14、太政官符
16		主厨司（領田）	1004	大宰府牒案（平安遺文2 - 435）
17	蔵司	蔵司（勾当）	871	『類聚三代格』8、太政官符
18	薬司	薬司（仕丁）	927	『延喜式』 巻23 民部下 大宰仕丁
19	税司	税司（納米）	989	東大寺文書、大宰府牒案（平安遺文2 - 335）
20	兵馬司	左兵馬司	1006	観世音寺牒案（平安遺文2 - 445）
21	左郭司	左郭司	1059	大宰府政所下文案（平安遺文3 - 932）

大宰府諸司初出一覧

第4章

大宰府史跡出土の付札木簡

酒井 芳司

1. 古代の木簡

古代の木簡は、文書、帳簿、^{つけふだ しゅうしよ}付札、習書など様々な用途に使われ、役人たちは、その使い道にあわせて多様な形に木材（9割以上は杉・檜などの針葉樹）を加工して木簡を製作した。これらのうち、付札と呼ばれる木簡は、長方形に加工した木材の一端、もしくは両端の左右辺から切り込みを入れた形のものである。この切り込みは、税として納められた物品に、ひもでくくりつけやすくするための工夫である。付札には地名や物品名、数量、納入した人物名などが墨書されている。付札はさらに、物品を送った側が取り付けた荷札、物品を受領した側が管理のために付けた整理用付札に分けられる。

2. 不丁地区出土の付札

奈良・平安時代において、中央政府は、^{こくし}国司を日本列島に置いた60余りの国に派遣して直接に支配していた。ただし、^{さいかいどう}西海道と呼ばれた九州地方の九国三島については、国司も派遣するが、中央政府と国司との間に大宰府を置き、大宰府が中央政府の命令を受けつつ、九州全域を統治していた。その具体的な事実として、西海道の税、すなわち特産物の調、労役奉仕の代わりに布などを納めた庸については、いったん大宰府にすべて納め、一部を中央政府の命令によって大宰府が都に送ることになっていた。

付札は物品とともに生産地から納入先へと移動し、物品を最終的に消費する際にはずされて廃棄される。したがって、大宰府では西海道各地から納められた税の物品に付けられていた付札がたくさん出土する。もっとも多く出土したのが、大宰府政庁跡の西南に隣接する^{ふちよう}不丁地区の東端に限る南北溝SD2340である。出土した186点の木簡のうち、文字が判読できないものも含めて70点が付札であり、すべて8世紀半ば以前のものである。

不丁地区出土の付札を検討すると、以下のことがわかる。まず、筑前国内の郡名がある付札は大半が^{むらさき}紫草の付札で、「郡名+物品名+量」という書式のものが多く、大きさも近い。糟屋郡の付札は筆跡の類似、切り込みの形、上端から切り込みまでの長さが短いという共通性があり、^{いと}怡土郡（糸島郡）の付札は切り込みの形や上端をとがらせる点に共通性がある。^{かま}加麻郡（嘉麻市）は下端をややとがらせるという独自の調整を行い、^{おか}岡賀郡（遠賀郡）は他郡と共通した書式のほか、「(表) 岡賀郡全／(裏) 一編十根」という独自の書式でも作る。上端をとがらせるのは怡土郡とも共通する。つまり、筑前国では大きさや書式の統一に規制がかかりつつも、作り方の細部においては郡ごとに特徴があり、郡の役人が作成に関わっていることがわかる。その際、郡の役所において大宰府が指導して作成させた可能性と、納入の際に大宰府において郡の役人が作成した可能性がある。

筑後国の三井郡の庸米の付札は、筑前国の紫草の付札と同じ書式である。飛鳥浄御原令施行（689年）前後に、筑前国と分けられる前は、筑後国は筑前国と一体で、筑紫国と呼ばれていたのも、書式が共通するのであろう。この庸米の付札は切り込みがないので、米俵の中に三井郡が品質保証のために入れたものである。このことは、同じ書式の筑前国の荷札も郡司が主体的に作成したことを傍証するだろう。

豊後国・肥後国・薩摩国の付札は、書式が一定しておらず、物品名や数量が書かれていないものが多い。大きさも多様である。同じ郡でも様々な形と大きさがある。これらは付札の作成にあたった郡、または郡以下のレベルの役人の個性が際立ち、大宰府や国ごとの規制は働いていない。薩摩のみは国名が

記載されるという特徴がある。

大隅国の付札や南島（掩美島＝奄美大島・伊藍島＝沖永良部島か）は大きさ、切り込みの形と位置、上端部の整え方などに共通性がある。これらの作成には、郡や南島の人びとではなく、大宰府や大隅国が関与している可能性がある。

以上より、付札は郡が主体となって作成したものが多く、郡が税の納入に責任を持ったことがわかる。したがって、これらは整理用付札ではなく、荷札である。筑前国は大宰府が直轄統治していたため、大宰府の規制が行き渡り、規格が統一されている。成立が遅れた大隅国（713年成立）や南島からの物品には郡や島レベルでは荷札が付けられず、大宰府や大隅国が付けたのだろう。また、薩摩国以外では国名が記されず、郡名のみが表記される。^{くらつかさにし}蔵司西地区で出土した7世紀末の久須評（豊後国球珠郡）の荷札も同様である。これは大宰府の前身である7世紀の筑紫大宰や筑紫総領が、後に郡の役人となる地域豪族を直接に支配下に置いており、8世紀以降も郡の人事権を掌握し、とくに筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後が大宰府の直接的な経済・軍事基盤であり続けたことと関係があるだろう。

3. 平城宮・京跡出土西海道木簡と不丁地区出土付札

最後に都に行った大宰府作成の荷札を紹介する。平城宮・京跡などでみつかる西海道から送られた荷札は、国や郡が違っても、樹種（広葉樹）、切り込みの形（台形）、書式に統一性があり、大宰府が作成して取り付けたものである。不丁地区で出土した肥後国飽田郡の調綿の荷札からわかるように、真綿の荷札は、梱包を解かないまま、大宰府の蔵に蓄積されていた真綿に付いていた西海道諸国作成の旧荷札の内容を転記して大宰府が作成したものとみられる。

また、紫草の根も大宰府で染料や染物に加工し、「筑紫大宰進上」ではじまる統一した書式の荷札を大宰府が作成して付けていた。しかし、不丁地区出土の進上ではじまる豊後国海部郡の荷札は、都に送るために加工された紫草の根を、何らかの事情で大宰府において使用することになり、そのために荷物から外されて廃棄されたものとみられる。

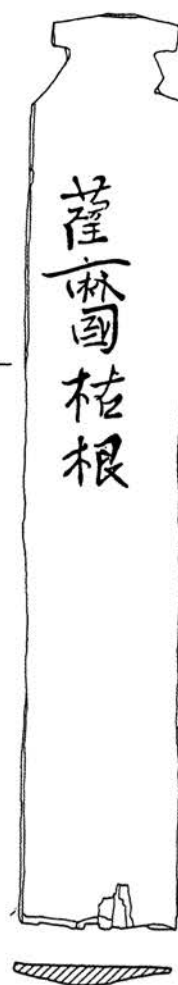
このように、都に送る予定の物品であっても、必要に応じて大宰府の判断で差し替えて消費することもあり、中央政府の経済的需要にどう応えるかはすべて大宰府の裁量に委ねられていたと言えよう。

参考文献

九州歴史資料館 2014『大宰府政庁周辺官衙跡Ⅴ－不丁地区 遺物編2－』

薩摩国

「薩摩国枯根」



17

薩摩顯娃



18

平城宮・京跡出土の大宰府が送った付札

・「肥前国□□郡調綿老伯屯四両養老二年」
・「片麻呂」



10cm

奈良文化財研究所蔵

筑紫大宰進上肥後国託麻郡：□子紫草×



1cm

寛嶋六十四斗



(27)

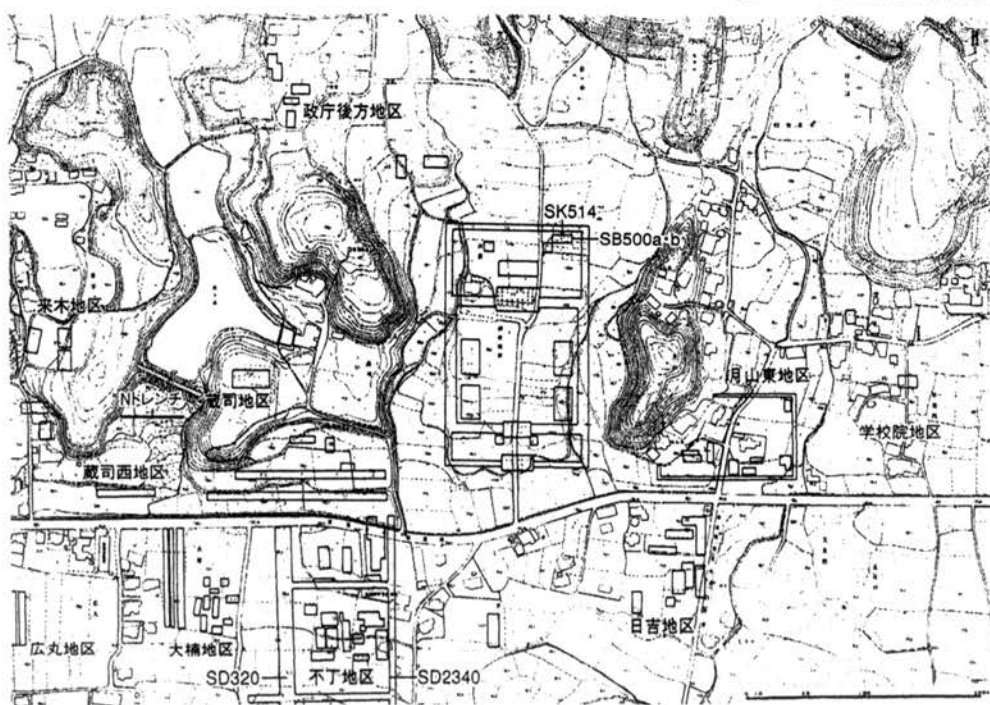


図1 大宰府政庁周辺官衙配置図
九州歴史資料館『大宰府政庁跡』Fig.5を改変。

0 10cm

肥後国

〔合志〕



12

〔合志〕



2

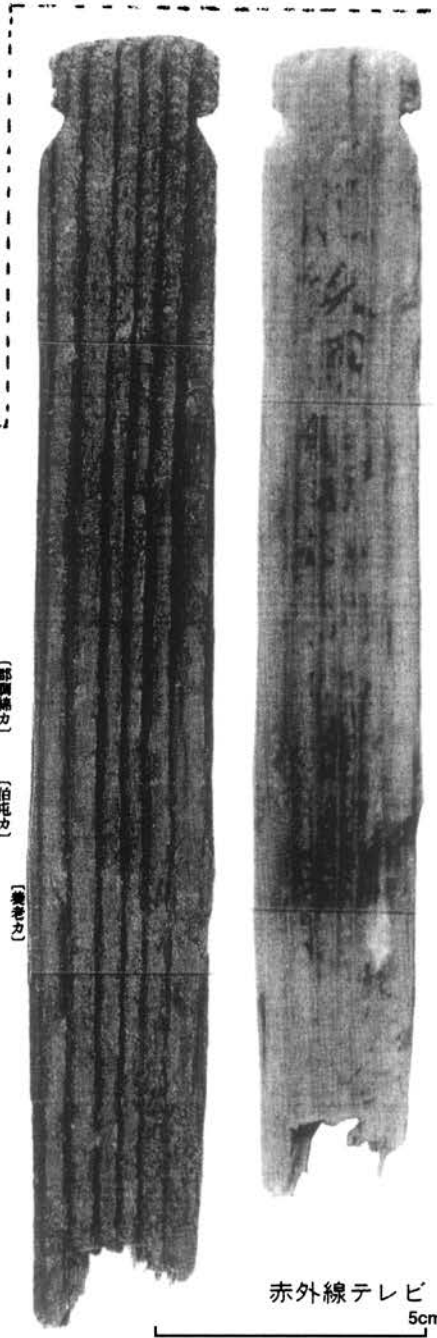
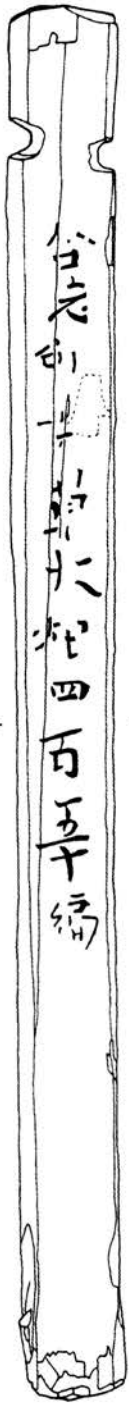
三袋並合志郡

大



(25)

〔合志郡紫草大根四百五十編〕



赤外線テレビ 5cm

3

〔肥後国飽田〕

〔郡領地〕

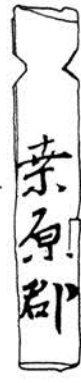
〔伯耆〕

〔美老〕

□ □ □ □

大隅国

〔桑原郡〕



20

〔大隅郡〕



19

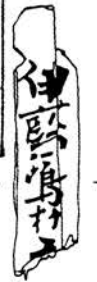
南島

〔掩美嶋〕



7

〔伊藍嶋〕



8

11



0 10cm

筑後国

「三井郡庸米六斗」

三井郡庸米六斗

7

豊前国

・「□平八□九」
(月九)

・「<豊前□□□□」
(国家部之)

(23)

・「果安
安安如如」

・「□
豊前国豊代□□」

17

豊後国

「<大野□」

大野

15

大野郡黒葛

21

「<大野加海部郡」

大野加海部

14

×進上豊後国海部郡真紫草...

三袋並大分

6

「三袋並大分」

三袋並大分

16

肥前国

「肥前国松浦郡神戸調薄鯨」

肥前国松浦郡神戸調薄鯨

14

肥後国

「<肥後□廿」

肥後国

4

宅麻

宅麻

9

「<□□□□郡□□」
(山鹿力)

山鹿郡紫草

13

託□ 大根

山鹿郡紫草

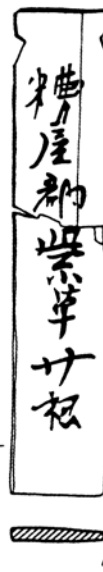
山鹿郡紫草

0 10cm

大宰府史跡出土の付札

筑前国

「<糟屋郡紫草廿根」



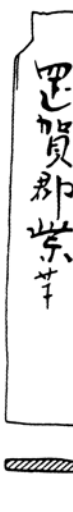
「<糟屋郡紫草廿根」



「<岡賀郡紫草」



「<岡賀郡紫草」



「<岡賀郡紫草」



「<加麻郡紫草」

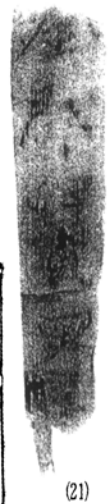


・筑紫
□屋

□
□
□
□
□

□
□

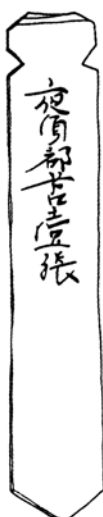
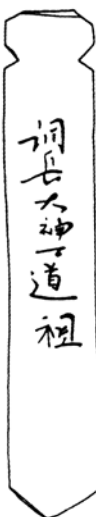
×屋郡伊賀
□
□



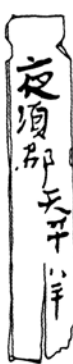
13

「<調長大神マ道祖」

「<夜須郡苦老張」



「<夜須郡天平」



「<怡土郡紫草廿」

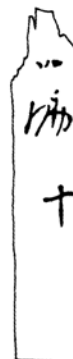


「<怡土郡紫草廿根」



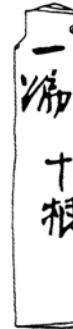
・「<一編十根」

「<岡郡」



・「<一編十根」

「<岡郡全」



0 10cm

第5章

前面官衙跡の調査研究成果

小田 和利

はじめに

大宰府政庁周囲の8地区（月山東・蔵司・後背・日吉・不丁・大楠・広丸・来木）には、大宰府に関連する官衙（所・司）が存在したことが判明している。しかし、その所在地が比定されている官司は、蔵司（蔵司地区）・貢上染物所（不丁地区）・匠司（来木地区）・主厨司（大楠地区）と僅かである。なお、所司の比定に際しては、建物の規模・配列・変遷、文字・生産関連遺物等を総合的に比較・検討する必要があるが、陶硯（定形硯・転用硯）の分析は、官衙の性格を判断する上で重要な視点となり得る。

前面官衙跡の調査研究成果

日吉官衙跡は、政庁前面広場跡の東隣に位置し、建物21棟、柵6列、井戸5基、溝20条等が検出された。建物群は8世紀前半～12世紀前半の築造であるが、官衙建物とみなされる大規模な建物は9世紀後半で終焉し、その後は2間×3間程度の小型建物に代わる。日吉Ⅱ期（8世紀前半～後半）の建物配列は、四面廂建物SB2220を中心に梁行3間の建物SB2000・2001・2195がコ字形に配され、官司としての体裁をなす。日吉Ⅲ期（9世紀中頃～後半）には、片廂建物SB2200と梁行3間の建物SB2215・2235・2240がコ字形に配列する。日吉官衙跡においては、官衙を特定できる文字資料は出土していない。しかし、文書事務に必須の陶硯（定形硯51点、転用硯79点）が130点出土しており、陶硯に占める定形硯の比率が約4割と高いことから、文書事務を担当した役所と考えられる。

不丁官衙跡は前面広場跡の西隣で、二つの南北溝（SD2340・320）に挟まれた幅約80mの範囲において建物63棟、柵21列、区画溝5条、井戸15基等の遺構を確認した。不丁Ⅱ期（8世紀前半～中頃）の建物配列は、南北棟建物SB2400・2445と東西棟建物SB2435とでL字形をなす。次の不丁Ⅲ期（8世紀後半～9世紀中頃）には、北側の東西柵SA2451と南側の東西溝SD2015・2470によって三分割され、中央部においては四面廂建物SB2420を中心とする一群と東西棟建物SB2380とがL字形配列をなし、不丁官衙の中枢部を構成する。しかし、官衙建物とみなされる大規模な建物は、8世紀初頭～10世紀前半の存続であり、藤原純友の乱（天慶4・941年）以降は築造されておらず、その後は井戸を伴った1間×2間の小型建物へと大きく変容する。

なお、南北溝SD2340からは、天平6（734）・8（736）年の紀年銘木簡を含め186点の木簡が出土しており、調・庸の付札木簡には7国19郡2島の名がみえ、大宰府の支配が西海道一円に及んでいたことが知られる。同溝からは紫草に関する荷札木簡も多く出土しており、従前より所司の一つである貢上染物所がこの地区に存在した可能性が指摘されている。また、墨書土器には「政所」・「□司」があり、不丁官衙跡には事務的官司と工房的官司の二者が併存したことを裏付ける資料と言える。

南北溝SD320を挟み不丁官衙跡の西に接する大楠官衙跡とそれに西接する広丸官衙跡は、日吉・不丁官衙跡の建物と比較して小規模である点と井戸を伴っていることから、官衙ではなく官人居住域とされてきた。しかし、大楠官衙跡では、建物64棟、柵27列、境界溝3条、井戸27基等を検出した。官衙建物とみなされる大規模な建物は、8世紀中頃～10世紀前半の存続であり、不丁官衙跡同様、藤原純友の乱以降は築造されておらず、居宅の様相を呈するに至る。また、SD320からは「烏賊」と記した木簡、墨書土器「主典」・「那ツ支」（菜坏）・「杯」、「厨」と判読した墨書土器、さらには人名の「春岑」と篋

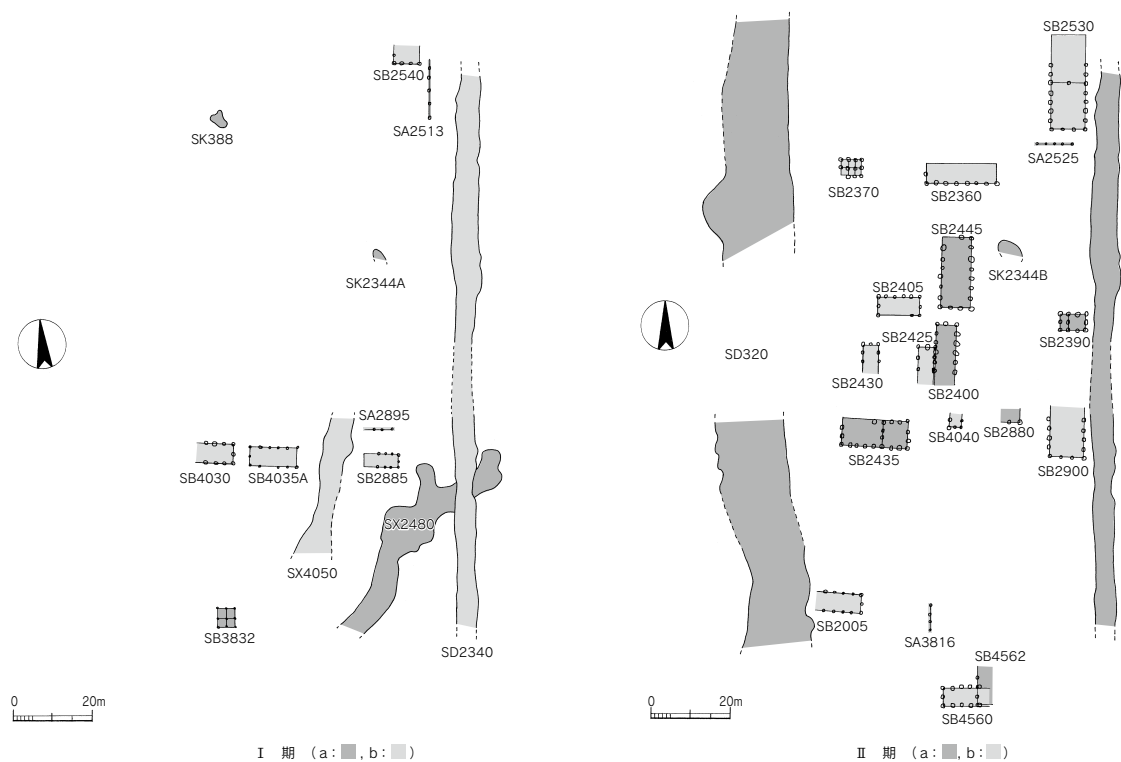
書した移動式竈^{かまど}が出土している。これらの文字資料は厨^{くりや}の存在を強く窺わせるものであり、製塩土器の点数も400点余りと多量であることから、大楠官衙跡を主厨司に比定しておきたい。

広丸官衙跡は、大楠官衙跡の西隣にあたり、同官衙跡とは境界溝SD2680（後にSD2700）で画される。建物30棟、柵23列、区画溝14条、竪穴住居1軒、井戸3基、土墳墓23基等を検出した。広丸官衙跡においては、官司名を特定できる文字資料は出土していないが、定形硯の比率が45.6%と極めて高いことから事務的官司とみなせ、北側に位置する匠司に比定されている来木工房跡を統括する役所と評価できよう。なお、東西溝SD540以南には官衙建物は存在せず、空閑地的様相を呈する。SD540の南に位置する南北小溝SD2785・2786は、6～7m間隔で並走することから通路側溝と考えられ、SD2680との心々距離は135mを測る。これは、官衙一区画（幅約90m）の1.5倍にあたることから、広丸官衙跡が3区画分を占めていたとすると丁度中心の位置に来る。この通路は御笠川まで延伸していたとみられ、その箇所に着き場を想定すると、空閑地は物資の集積場としての利用が考えられる。

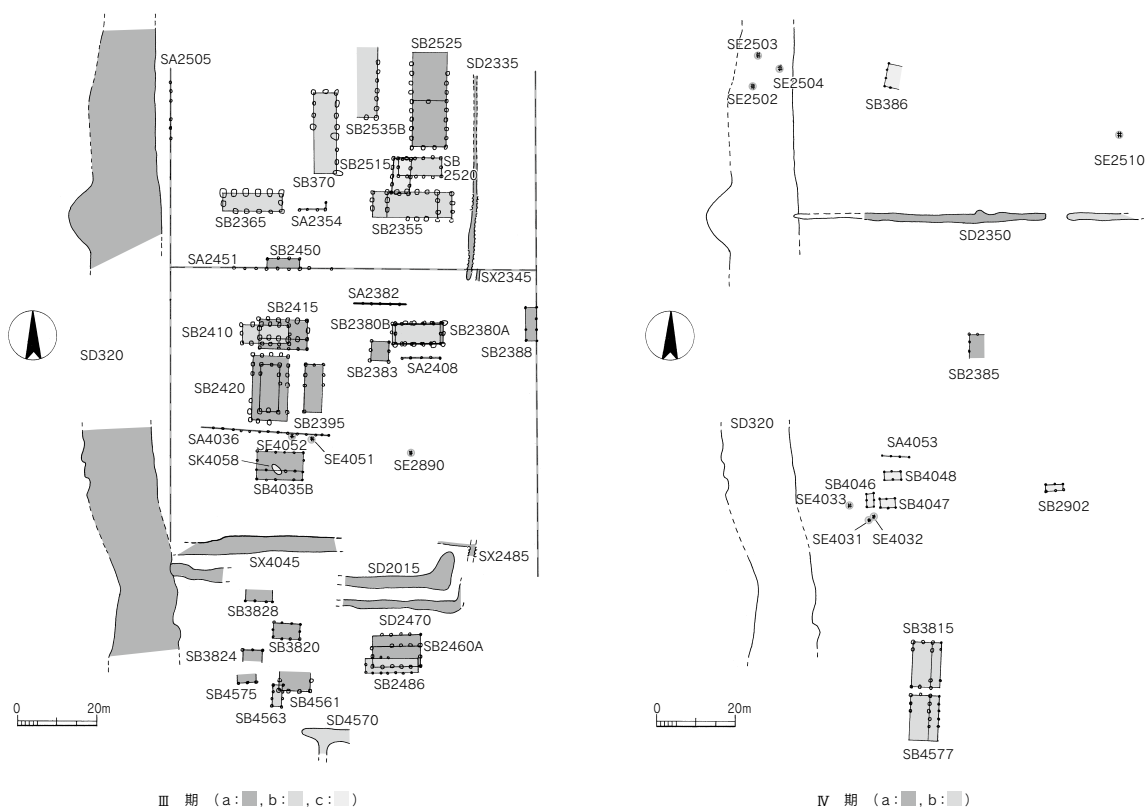
おわりに

大宰府政庁跡及び周辺官衙跡からは、平城宮・京に次ぐ約1,160点もの陶硯が出土しており、西海道における文書行政の頂点に君臨した大宰府を如実に物語っている。このことから、陶硯総数に占める定形硯の比率が日吉・広丸官衙跡のように4割前後の数値であれば文書事務を担当した部署とみなせ、不丁官衙跡のように2割程度だと工房的官司と判断される。

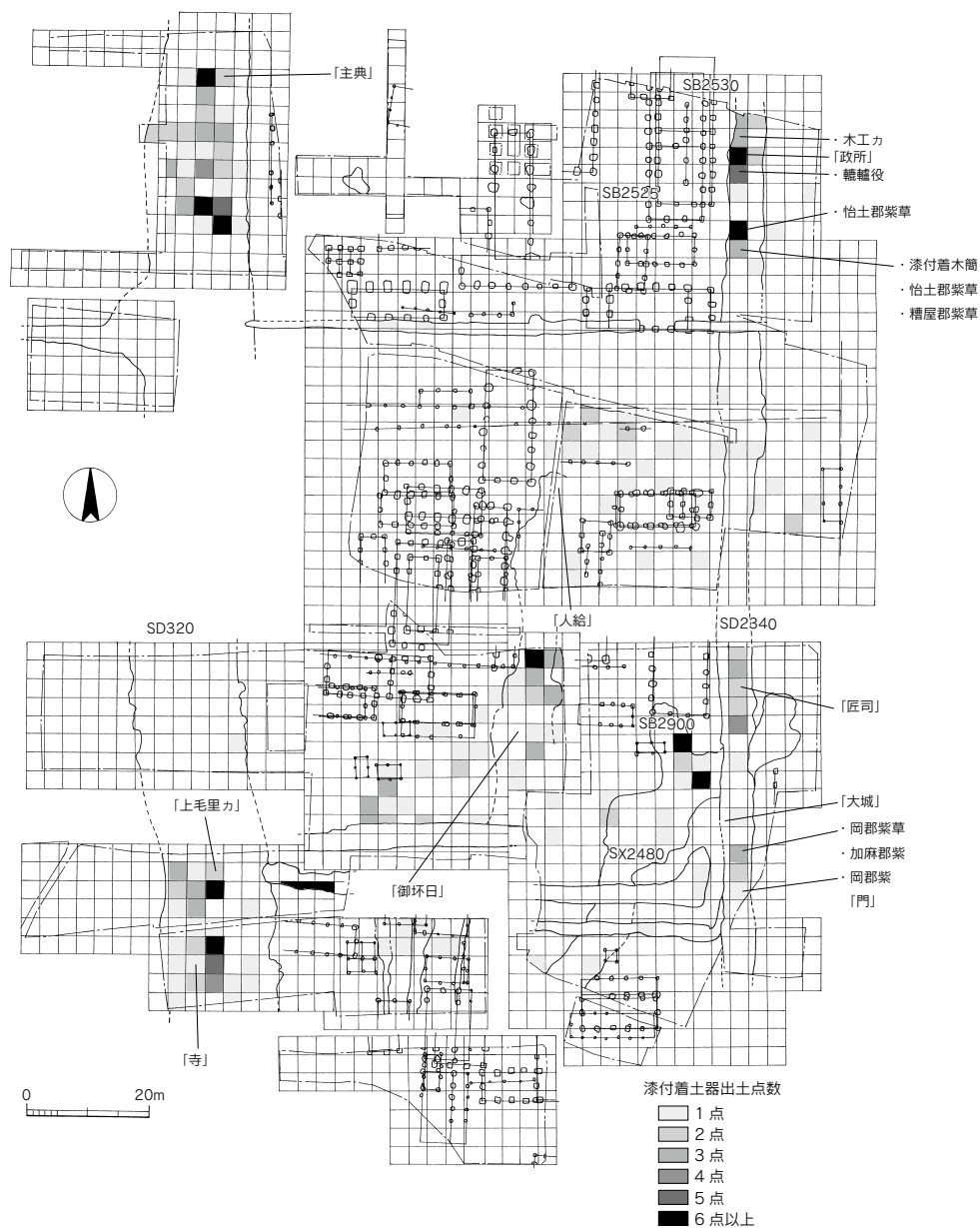
一方、政庁前面域官衙群の特徴として、官衙建物とみなされる大規模な建物は、藤原純友の乱以降には築造されておらず、乱以後は井戸を伴った1間×2間ないしは2間×3間程度の小規模な建物が存在するにすぎない。政庁の建物（Ⅲ期）は再建されるものの、政庁に関連した所司は前面域から姿を消し、Ⅲ期政庁はシンボリックな建物へと変容したことが窺われる。



不丁官衙跡建物変遷①：不丁Ⅰ期（7c後半～8c初頭）・不丁Ⅱ期（8c前半～中頃）



不丁官衙跡建物変遷②：不丁Ⅲ期（8c後半～9c中頃）・不丁Ⅳ期（9c後半～10c前半頃）



不丁官衙跡漆付着土器出土位置図

漆付着木簡



「政所」銘墨書土器

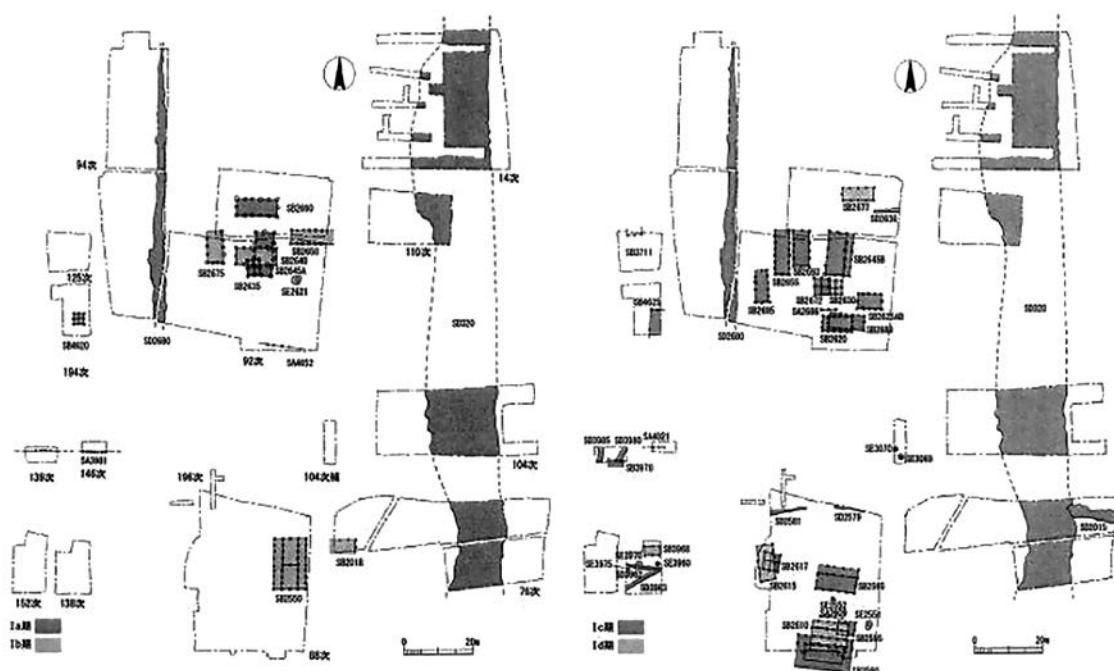


「匠司」銘墨書土器



「細工」銘刻書土器

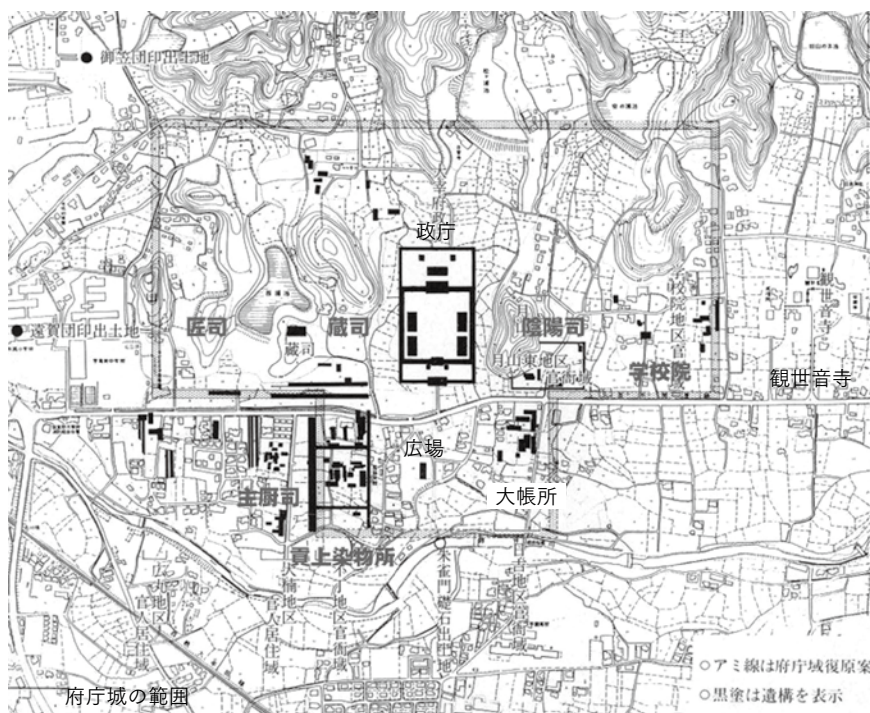
不丁官衙跡出土墨書・刻書土器



大楠官衙跡建物変遷①：大楠Ⅰ期（7c後半～9c前半）



大楠官衙跡建物変遷②：大楠Ⅱ期（9c中頃～10c前半）・大楠Ⅲ期（10c中～11c代）



大宰府政庁及び周辺官衙想定図



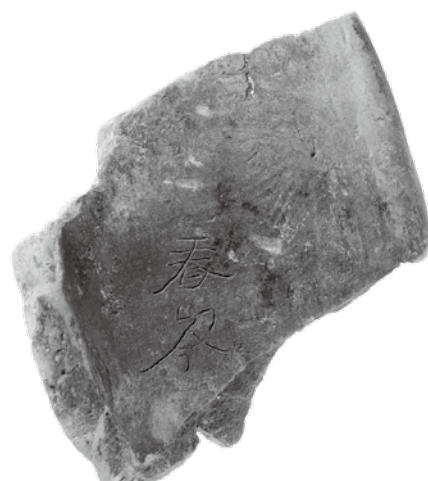
様々な陶硯



「^{原カ}」 銘墨書土器



漆付着土器各種



「春岑」 銘篋書土器

第6章

蔵司地区官衙跡の調査研究成果

下原 幸裕

はじめに

大宰府史跡の発掘調査は現在240次を越える。蔵司地区では1970年代に「久須評」木簡などの木簡群が出土した西側谷部の4次調査、政庁前面を横切る四条路沿いの築地塀や礎石建物等が見つかった丘陵南側の54・60・65次調査などが行われていたが、丘陵上は戦前の鏡山猛氏による大型礎石建物（現SB5000）の測量調査だけであった（鏡山猛1937）。平成21年、九州歴史資料館による丘陵上の本格的な発掘調査が始まり、主に丘陵南半部で古代の建物跡などが次々と見つかっている。

今回は、丘陵上における建物群の調査成果を整理し、蔵司地区官衙跡について考えてみたい。

1. 蔵司地区官衙の建物群

(1) 建物群と変遷

蔵司丘陵南半の平坦地では、これまで掘立柱建物4棟、礎石建物7棟が確認されている（表1）。掘立柱建物はいずれも礎石建物よりも先行する時期であることが確認されていることから、掘立柱建物群が展開する段階（蔵司Ⅰ期）と、礎石建物群が展開する段階（蔵司Ⅱ期）に区分できる。

①蔵司Ⅰ期

蔵司Ⅰ期の建物群は、D・E区で3棟、A区で1棟の、合計4棟が見つかっている。

一段高い平坦地のD・E区では、平坦地の北端にSB5020・5030の2棟が並び、平坦地中央に南北棟SB5010がある。3棟はいずれも異なる構造の建物であるが、床束建物のSB5020と片廂建物のSB5030は南辺の柱筋が揃い、中央の側柱建物SB5010の西辺柱筋とSB5020の西辺柱筋が概ね直線をなすなど、配置の計画性が看取できる。また、SB5010は3棟の中で柱間が最も広く、柱痕跡も直径40cmと最も大きく、中心的役割を担った建物と推定される。わずか3棟であるが、この建物配置は中心建物を庁舎で囲む官衙の建物配置とも通ずるところがあるだろう。

A区の1棟は、部分的な調査であるが、東西3間、南北2間で、柱間が2.4mの等間の総柱構造とみられている。高床式倉庫となる可能性を考えても良いのではないだろうか。

②蔵司Ⅱ期

蔵司Ⅱ期の中心的建物は、丘陵上で最大規模を誇るD区の大型礎石建物SB5000である。政庁正殿を凌ぐ床面積で、柱座を削り出す礎石を用いるなど、周辺官衙跡の中でも異色である。近世の絵図「文政三庚辰年三月観世音寺村之内旧跡礎現改之図」（1820年）によればSB5000の南西側にも南北6間ほどの礎石建物が存在した可能性があるが、近現代の造成もあり痕跡は残っていない。仮にこの南北棟が存在すればSB5000を北に据えたL字状の建物配置となり、蔵司Ⅰ期とは異なる配置になる。

東側のA・C区は、建物の方位が概ね一致し、柱筋を揃えるなど一体的な官衙空間として形成されている。西辺にあたるC区のSB5110・5120の2棟は、柱間を2.4m等間とする桁行5間、梁行3間の総柱構造で、高床式倉庫である。同じ5間×3間の倉庫跡は大野城跡や基肄城跡などでも多数みられるが、柱間は2.1mが基本で、一回り小さい。南辺にあたる建物1・2は柱間も広く倉庫とは異なるが、北側柱筋をSB5120南辺とも揃える。北辺の建物3・4は柱間が2.4mの等間で総柱とみられ、C区と同じく高床式倉庫が並ぶ可能性がある。建物群に囲まれた中央部は空閑地で、倉庫の出納作業や儀礼等を行う

場として機能したと推定される。

（２）建物群の年代

蔵司Ⅰ期は、建物の柱穴掘方や建物に伴う整地層から瓦類が全く出土せず、大宰府官衙における本格的な瓦葺きの導入以前の時期に比定できる。SB5020柱穴掘方からかえりを有する須恵器蓋も出土していることから、7世紀末から8世紀初頭ごろを中心とする時期となろうか。

蔵司Ⅱ期は、瓦葺き礎石建物の時代であり、雨落溝や整地層などから多量の瓦が出土する。その下限は軒瓦や文字銘瓦などの種類から10世紀代に下る。一方、上限は鴻臚館式や老司Ⅱ式などの軒瓦をはじめとする多量の奈良期の瓦から8世紀代とみられ、9・10世紀にかけて葺き替えや補修などが行われたと考えられる。こうした年代観は整地層等から出土する土器類の様相とも合致するが、SB5000は雨落溝から9世紀代以降の瓦がほとんど出土せず、A・C区の建物群よりも早い段階で廃絶した可能性もある。

2. 「蔵司地区官衙」の役割

これまでの調査により、蔵司地区ではⅠ期とⅡ期の大きく二段階の建物群の変遷があること、いずれの時期とも西群（D・E区）と東群（A・C区）の2つの区画からなることが明らかになってきた。建物配置が比較的明確になった蔵司Ⅱ期は、倉庫を主体に儀礼・作業空間を備えた東群と、それを統括する政務・儀礼空間を備える西群という機能の違いが想定できる。蔵司Ⅰ期は全体像が掴めず役割を議論することは難しいが、東群で見つかった1棟を倉庫と評価すれば、Ⅰ期、Ⅱ期とも「政務空間」と「収納空間」が組み合わさった官衙として機能していた可能性が考えられる。

今回詳述できなかったが、丘陵上から多量に出土する武具（小札）・武器（弓付属金具・鉄鏃）・鉄釘を中心とする被熱鉄製品は「収納施設」の存在を示唆し、丘陵西側谷部から出土した「久須評」等の木簡群は「収納」あるいは「出納」の機能が蔵司Ⅰ期に遡ることの傍証となろう。

以上から、蔵司丘陵上に「蔵司」もしくはその相当施設が置かれていた可能性を考えたい。

参考文献

鏡山猛 1937 「太宰府蔵司の礎石と正倉院」『史淵』14輯

図表出典

図1 九州歴史資料館作成図

図2 九州歴史資料館作成図

図3 筆者作成

表1 蔵司丘陵上の建物一覧

建物名	地区	基 部	規模・構造	柱 間
SB5000	D地区	礎石	9間×2間、南北二面廂	桁間 4.1 m、梁間 3.25 m
SB5010	E地区	掘立柱	4間×3間、側柱	桁間 3.0 m、梁間 2.7 m
SB5020	D地区	掘立柱	9間×2間、床束	桁間 2.0 m、梁間 2.5 m
SB5030	D地区	掘立柱	5間以上×3間、東面廂	桁間 2.25 m、梁間 2.3 m
SB5110	C地区	礎石	5間×3間、総柱	桁間・梁間 2.4 m
SB5120	C地区	礎石	5間×3間、総柱	桁間・梁間 2.4 m
礎石建物1	A地区	礎石	4間(以上?)×3間、総柱	桁間 3.6 m、梁間 3.0 m
礎石建物2	A地区	礎石	7間×2間、南面廂?	桁間 3.6 m、梁間 2.7 m
礎石建物3	A地区	礎石	2間以上×3間、総柱	桁間・梁間 2.4 m
礎石建物4	A地区	礎石	2間以上×3間?、総柱	桁間・梁間 2.4 m
掘立柱建物1	A地区	掘立柱	3間×2間、総柱	桁間・梁間 2.4 m

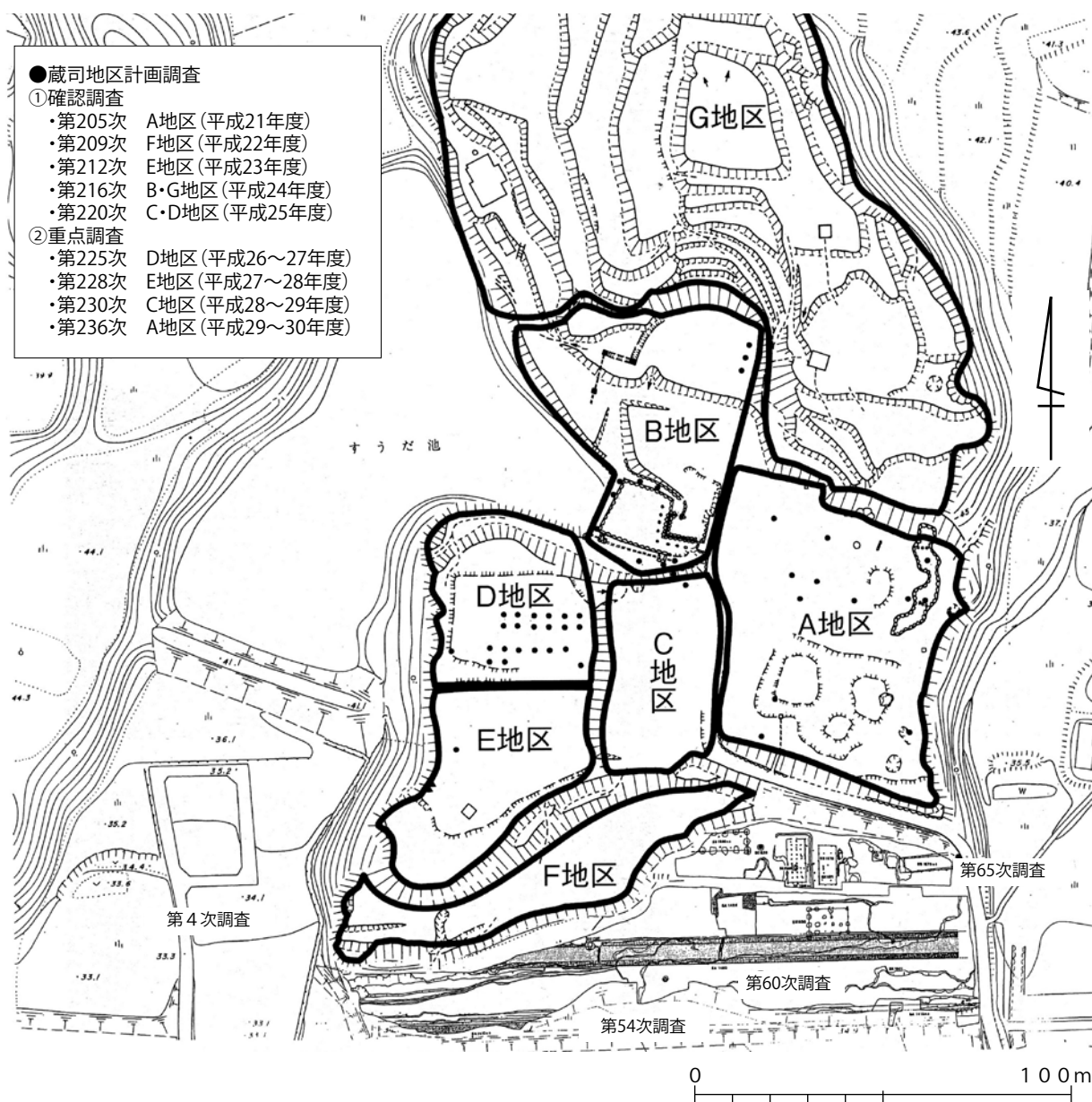
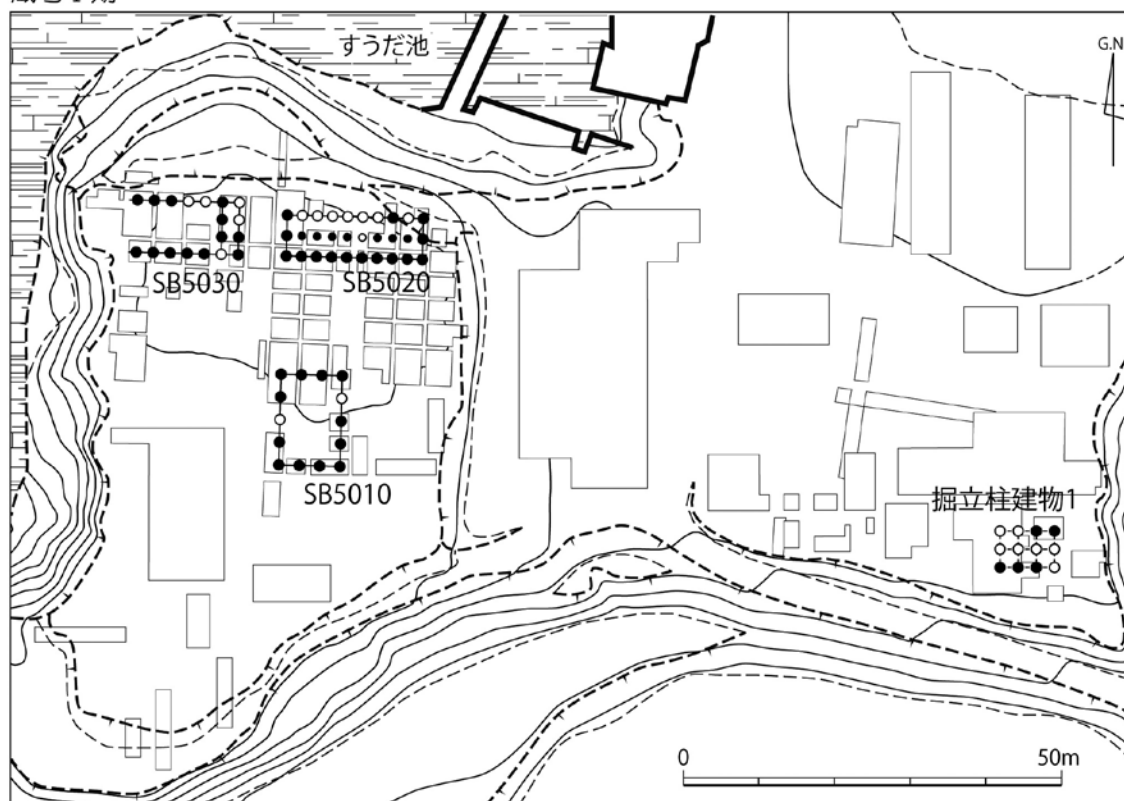


図1 蔵司丘陵地区割図(1/1800)



蔵司Ⅰ期



蔵司Ⅱ期

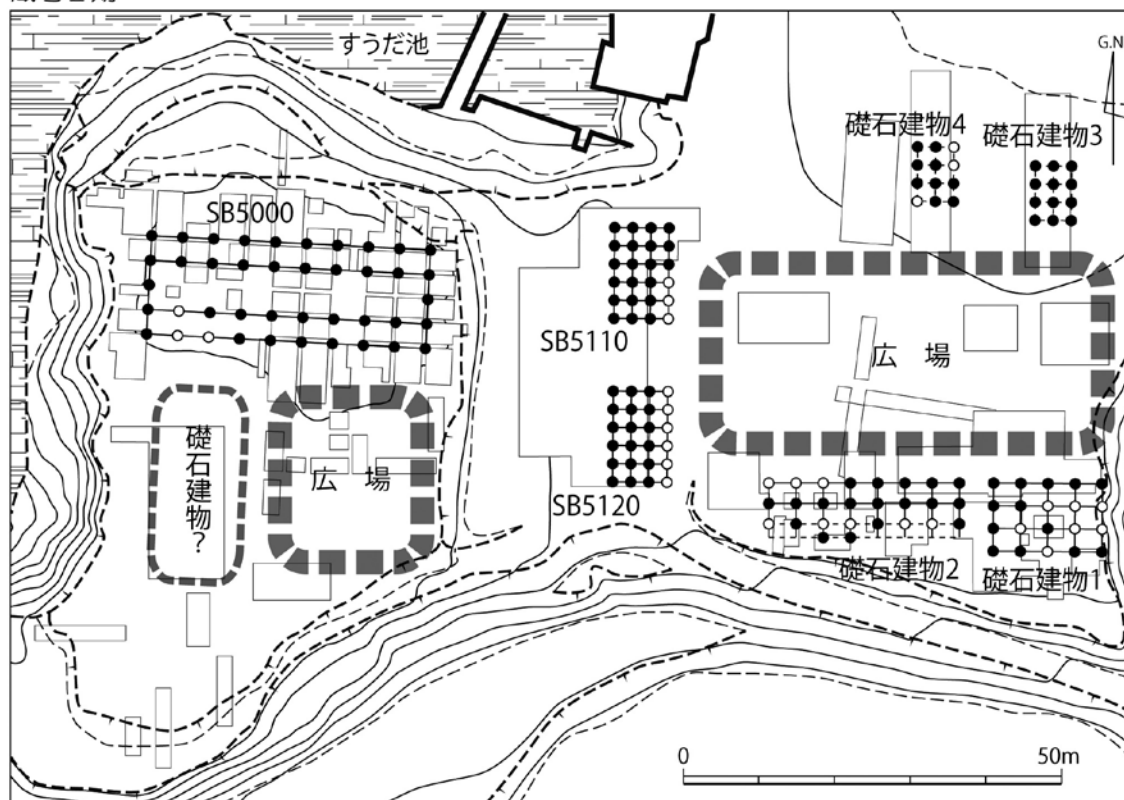


図3 蔵司丘陵上の建物変遷案 (1/1,000) (下原作成)

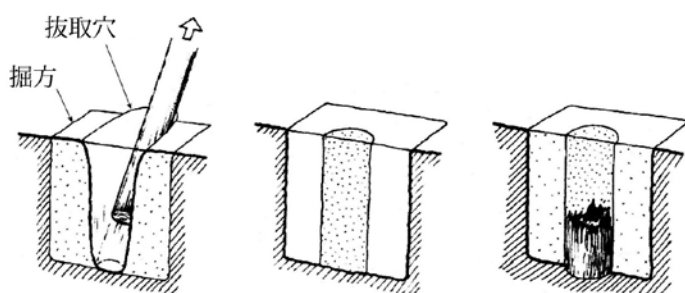


図4 掘立柱の遺構
(左：柱の抜取の様子、中：柱痕跡、右：柱根の遺存状況)

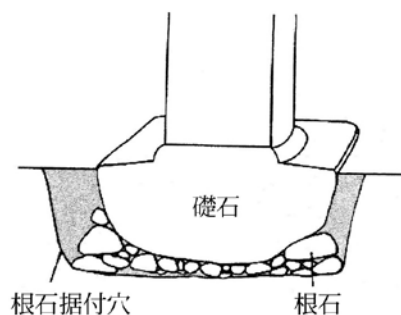
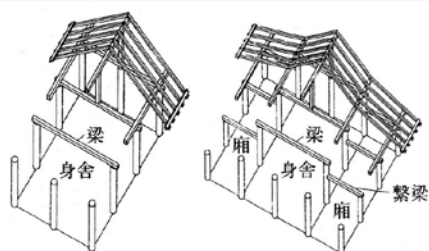


図5 礎石据付穴の構造



無廂(切妻造) 二面廂(切妻造)

図6 建物の構造と名称



(正面) (側面)

図7 高床式倉庫の構造模式図(5間×3間総柱)

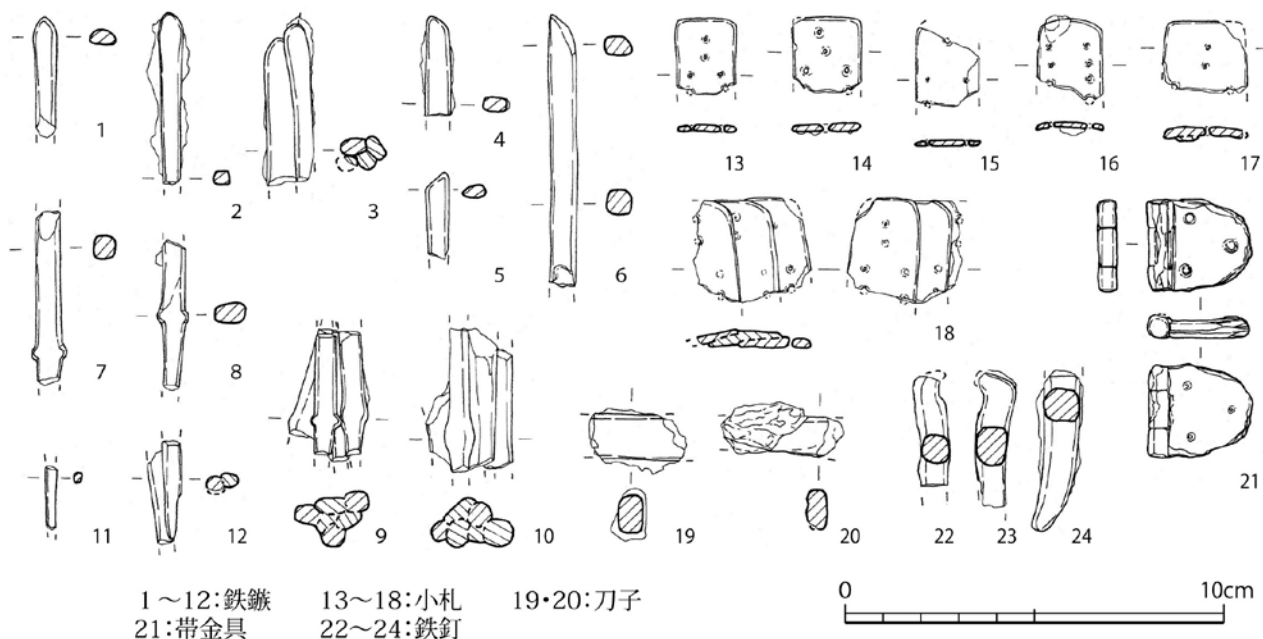


図8 蔵司地区出土の被熱鉄製品(1/2)

挿図出典

- 図1 九州歴史資料館2012『大宰府史跡発掘調査報告書Ⅶ 平成23・24年度』より転載・一部改変。
- 図2 九州歴史資料館2018「大宰府跡蔵司地区現地説明会資料」より転載・一部改変。
- 図3 九州歴史資料館2018前掲資料を元に筆者作図。
- 図4～6 奈良文化財研究所編2016『発掘遺構から読み解く古代建築』より転載・一部改変。
- 図7 九州歴史資料館2015『大宰府史跡ガイドブック2 特別史跡大野城跡』より転載。
- 図8 九州歴史資料館2012前掲書より再構成。

第7章

鉄から見た大宰府官衙

小嶋 篤

はじめに

福岡平野周辺は、古墳時代より対朝鮮半島政策を睨んだ軍事動員や物資集積の記録が残る地域であり、実際に那津官家や糟屋屯倉と見られる倉庫群跡や、物資搬入の痕跡である夥しい数の牛の蹄跡等が確認されている。これらは博多湾沿岸域に立地するが、百済救援戦争以後の主要官衙は、水城・大野城等の古代山城群と組み合う形で内陸の四王寺山南西麓に建設される。この新たな官衙が大宰府の中核「大宰府官衙」に整備されていく。ただし、大宰府は律令制導入過程における予定調和な存在ではない。むしろ、唐・新羅の脅威に対する対抗策を念頭に、律令制の枠外で成立していた「筑紫大宰」（推古朝初出）を、後出する律令制内部に組み込んだ変則的な組織と評価できる。このため、地政学的要因と歴史的動態が絡む大宰府機構の整備過程には、文献史学の成果と考古学の成果との相互検証を経たより一層の実証研究が求められる。

そこで、本章では、大宰府官衙の建設を支えた必須物資である「鉄」に焦点を当て、考古学の視点から大宰府機構の検討を進める。なお、鉄（Fe）は自然状態では「鉄鉱石・砂鉄」という鉱石に多く含まれており、これを炉で製錬することで「原料鉄（銑鉄・鋼・軟鉄）」を生成する。原料鉄は炭素分を調整する精錬により「鉄素材（鉄錠等）」となり、さらに鍛冶・鑄造を経て、ようやく鉄釘や鉄鍬等の「鉄製品」へと姿を変える。以下では、主に「原料鉄」と「鉄製品」という二つの鉄の形態に、それぞれ軸を据えて検討を行う。

1. 原料鉄から見た大宰府官衙

律令国家を支える物資（財源）は、中央集積と現地調達を基本路線に据える。大宰府の場合、西海道全体を所管とし、付札木簡「久須評」等の存在により、評制段階（7世紀後半）には所管国からの物資輸送が確実視できる。また、『日本書紀』では西海道諸国外からの物資供給記事も認められる。とは言え、大宰府官衙の建設時期である7世紀後半は、西海道諸国でも国衙・評衙・古代山城・寺院・官道等の整備が相次ぐ時期（古代の大開発時代）であり、遠方からの物資輸送のみに依存していたとは考え難い。大宰府官衙の建設も、他の官衙と同様に輸送コストが少なく、管理が容易な現地調達に比重が置かれていたと考えられる。

その実態を示す遺跡の一つが、大宰府政庁から南西約1.7kmに位置する太宰府市・佐野地区遺跡群である（図1）。本遺跡群は水城西門官道（古墳時代以前からの主要交通路）に沿い、二日市地峡帯内でも物資輸送に長けた立地となる。同地は須恵器を生産した牛頸窯跡群の一角をなすとともに、木炭・鉄・鉄器生産（製炭→製鉄→鍛冶・鑄造）も複合的に行われていた。製鉄炉の遺存状態は悪いが、九州北部では珍しい鉄鉱石を始発原料とする点が特筆される。また、この製鉄炉に隣接して堅穴建物13棟が検出されており、建て替え回数から見て、大宰府官衙の整備期（7世紀後半～8世紀前半）を通じて工房が維持されていたことが分かる。この工房群の斜面下にある流路からは、7世紀後半の漆付着土器（パレット利用）や付札木札も出土しており、同工房群が原料鉄の確保（製錬）だけでなく、製品への加工（鍛冶・鑄造・付属具の取り付け等）も担っていたことが分かる。このような異業種の工房を一箇所にまとめた工房（「律令的複合冶金工房」）運営は、同時期の筑後国府先行官衙や鞠智城でも確認でき、大宰府

官衙を含む西海道の主要官営工房を担った。その淵源は日本列島では奈良県・飛鳥池遺跡、朝鮮半島では百済・王宮里遺跡に求められる(図3)。

大宰府官衙の整備完了後、佐野地区遺跡群の工房は解体され、燃料利用・建築部材確保のための樹木伐採による低草木化が進んだ低丘陵地が残された。この低丘陵地は後に官人墓地(宮ノ本遺跡等)として、大宰府の都市設計に組み込まれた。つまり、大宰府官衙建設に伴う樹木伐採は、条坊内外の植生を改変するとともに、都市建設(条坊制施工)の基盤も整えたと評価できる。

次に鉄の主要消費地である大宰府官衙内の工房、具体的には前面官衙跡に着目する。区画整備以前(7世紀第4四半期以前)の前面官衙域では、御笠川に向かう緩斜面と自然流路の存在が確認された。後の整地層等の存在により工房自体は未検出だが、部分的に掘削した自然流路(SX2480)の埋土には、鉄滓・坩堝・取瓶・漆附着土器(パレット・貯蔵容器)が複数含まれる(図2)。また、蔵司丘陵南端の整地層(SX1406)を部分的に掘り下げた場所でも、同様の遺物群が腐植土層や炭層から出土した。その遺物組成は「律令的複合冶金工房」に相応しい内容だが、とくに鉄滓では椀形滓が注目できる。椀形滓は溶解を含む高温操業(精錬)がなされたのを意味し、その数量から見て、十分な精錬を経ないまま運ばれてきた原料鉄(鋤状鉄素材等)も含むと予測される。なお、金属学的分析では、7世紀後半の段階で「廃鉄器の脱炭下げ精錬(再溶解)」・「高温沸し鍛接」による操業が確認でき、精錬・鍛冶工程の双方が実証されている。

以上の遺跡形成状況から見て、大宰府官衙造営期の工房群は政庁等の建設地点に隣接する形で操業されており、遅くとも7世紀第4四半期には原料鉄・廃鉄器や漆等の組織的な物資集積も認められる。

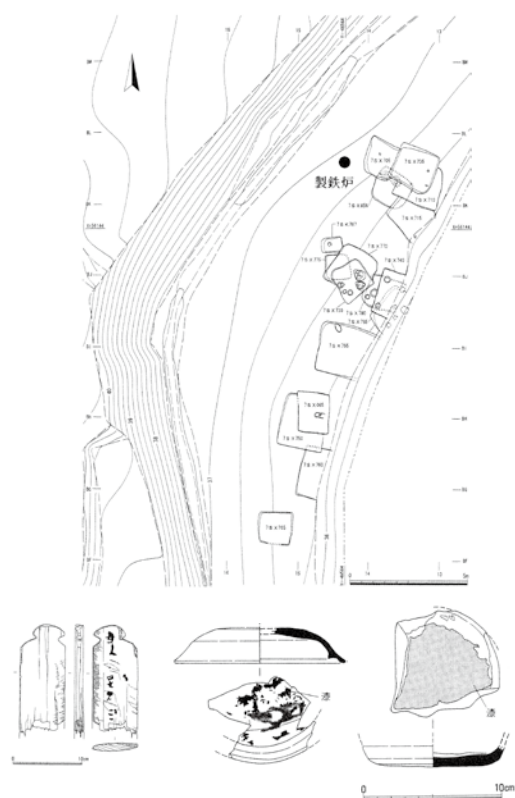


図1 佐野地区遺跡群の冶金工房と廃棄品

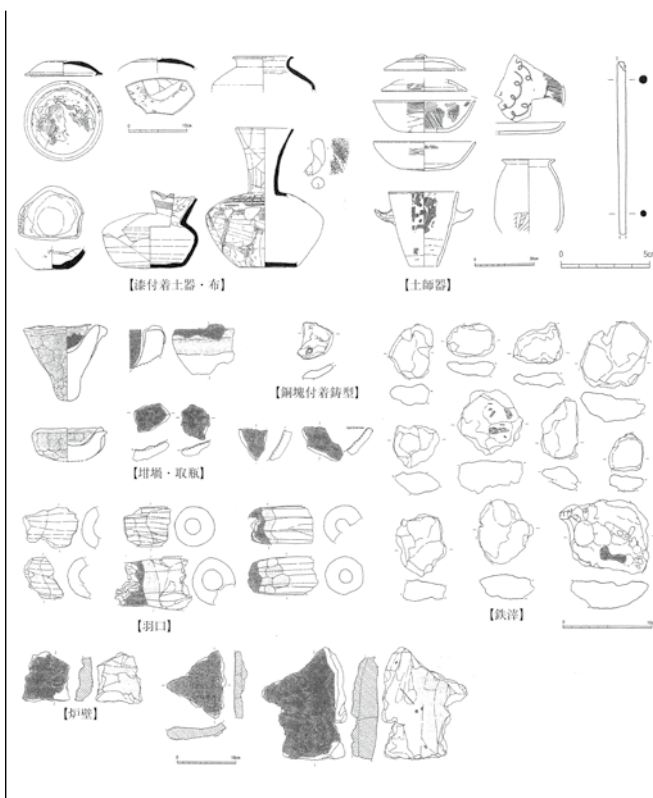


図2 大宰府前面官衙跡の工房廃棄品(7c後半)

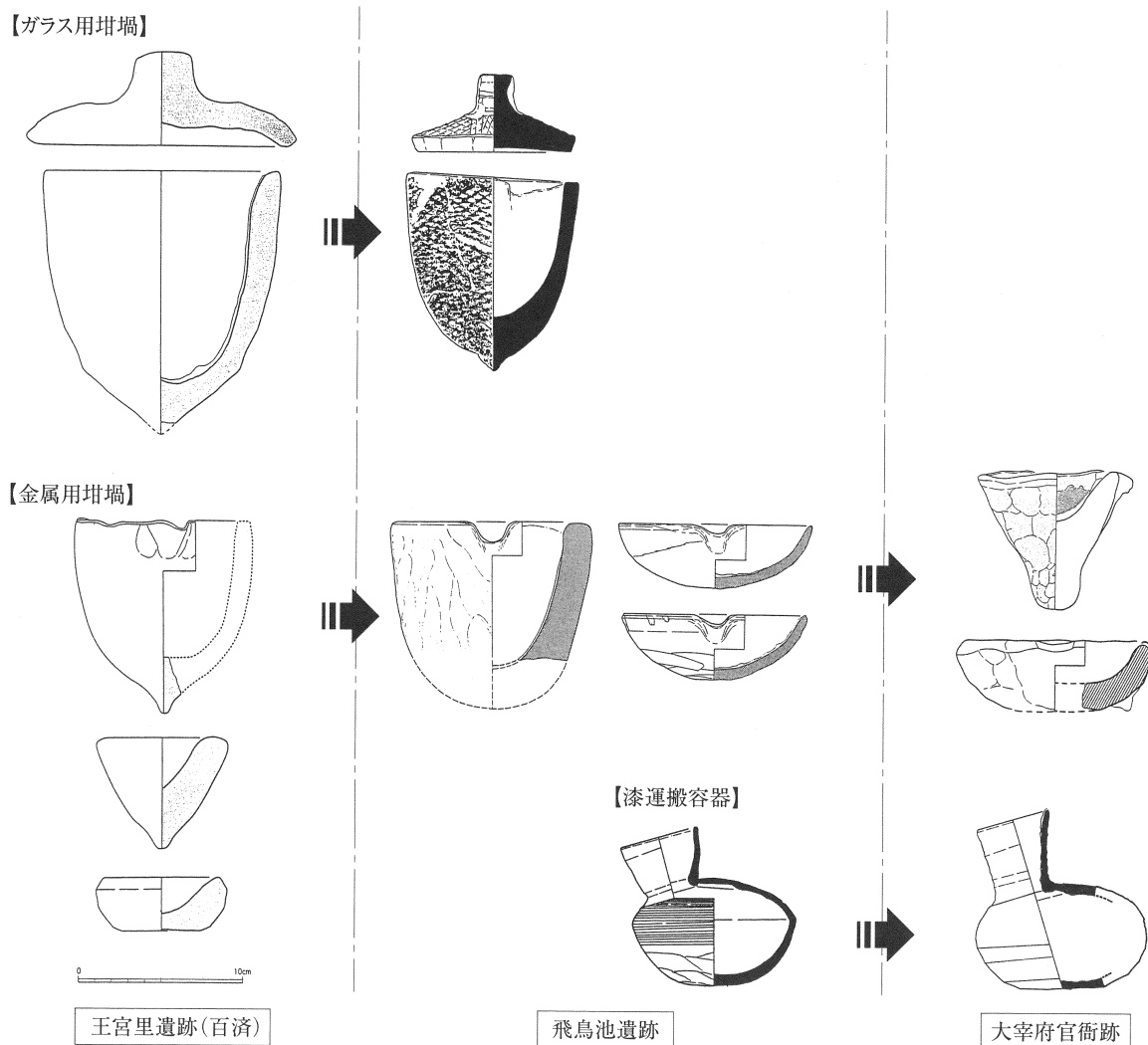


図3 廃棄品の組成から見た律令的複合冶金工房の系譜

2. 鉄製品から見た大宰府官衙

日本各地における官衙の発掘調査で、最も多く出土する鉄製品は鉄釘である。日本列島での鉄釘の使用は、遺体を納める棺や装飾品等を収納する木箱にはじまり、官衙や寺院の建設により建築部材へと比重が移った。大宰府官衙の発掘調査でも鉄釘は、鉄製品の主体として存在し、前面官衙跡で確認された冶金工房（区画整備以前）の主要な生産品と考えられる。ところが、蔵司丘陵の発掘調査の開始により、その状況が一変した。鉄製品組成の半数以上を占めていた鉄釘をはるかに凌駕する数量の鉄鏃片、小札片が出土したためである。その全体像はいまだに見えないが、日本各地の官衙遺跡で出土する武器・武器（以下、兵器と呼ぶ）の総量をすでに圧倒し、全国最多の規模となっている。ただし、これらの大半は高熱を受けた「被熱遺物」であり、厳密には製品から変形したものが遺存する点には注意が必要である。

なぜ、大宰府政庁の隣接地でこれほどの兵器が出土するのだろうか。

まず、考古学の基本である資料観察から考える。二次的に高熱を受けた被熱遺物の種類は、兵器である「矢（鉄鏃・矢柄）、弓（弓金具）、甲冑（小札）」、服飾具である「ベルト金具（銚帯金具）」、結合部材である「鉄釘」に大別できる（図4）。このうち、数量が最も多いのは矢の部材である鉄鏃で、他の個体と溶着する資料が目立つ。残りのよい資料では、約90個体もの鉄鏃が軸をほぼ揃えた状態で溶着していた。鉄鏃は単体では意味をなさず、矢羽がついた矢柄に装着して、はじめて道具として機能を発揮す

る。この基本構造をふまえると、矢の先端にある鉄鏃が複数個体で軸を揃えて溶着する現象は、被熱した段階で矢が束ねられていたことに要因が求められる。資料数は少ないが、矢柄も軸を揃えた状態で遺存する点も、その傍証となる。鉄鏃に次いで資料数の多い小札は、小札同士を繋ぐための綴孔が重なった状態で溶着し、甲冑に組み上げられた製品が被熱したと分かる。簡略ながら、以上を要約すれば、兵器は「保管」された形態で被熱したと判断でき、兵庫火災による焼失の可能性が最も高い。

次に歴史的動態から考える。大宰府は多面的な組織であるが、その主要な役割の一つに軍事がある。『日本書紀』に記された筑紫大宰・栗隈王の発言「筑紫國者、元戎邊賊之難也。其峻城深隍臨海守者、豈爲内賊耶。（筑紫国は以前から辺賊の難に備えている。そもそも城を高くし溝を深くし、海に臨んで守るのは、内の賊のためではない。）」は、律令国家形成期における大宰府の軍事機能を端的に示す。日本の律令軍団を戦術面で把握すると、軽装歩兵を主力とし、弓矢と置盾を利用した陣地戦を基本戦術とする。また、戦略面で把握すれば、能力や装備を同一水準に整えた兵士を統一命令系統の部隊に編成し、物量的に優位な状態で戦場に投入するのを基本戦略とする。つまり、戦術面と戦略面の双方で軽装歩兵部隊を効果的に運用するためには、弓矢の確保、とくに消耗品となる矢の量的確保が絶対条件になる。弓矢は「軍防令」において、兵士自備が規定される基本装備だが、東大寺正倉院における弓矢の備蓄と同様に、大宰府管理下の兵庫においても弓矢の備蓄がなされたと想定できる¹⁾。

以上を総括すると、大宰府政庁隣接地の蔵司丘陵で兵器が多数出土する理由は、「大宰府による兵器の備蓄（兵庫）」にあると考えられる。備蓄対象の主体である弓矢（鉄鏃・弓金具）の製作時期は7世紀後半が主体で、8世紀以降の製品を少量含む。兵庫自体は未発見だが、製品の特徴から備蓄が開始された時期は7世紀後半と見られ、「筑紫國者、元戎邊賊之難也」（『日本書紀』壬申紀）の記事との整合性は高い。また、同天武十四年（685）の「筑紫大宰、請儲用物、絶一百匹・糸一百斤・布三百端・庸布四百常・鐵一萬斤・箭竹二千連、送下於筑紫。（筑紫大宰が儲用の物として、絶100匹・糸100斤・布」

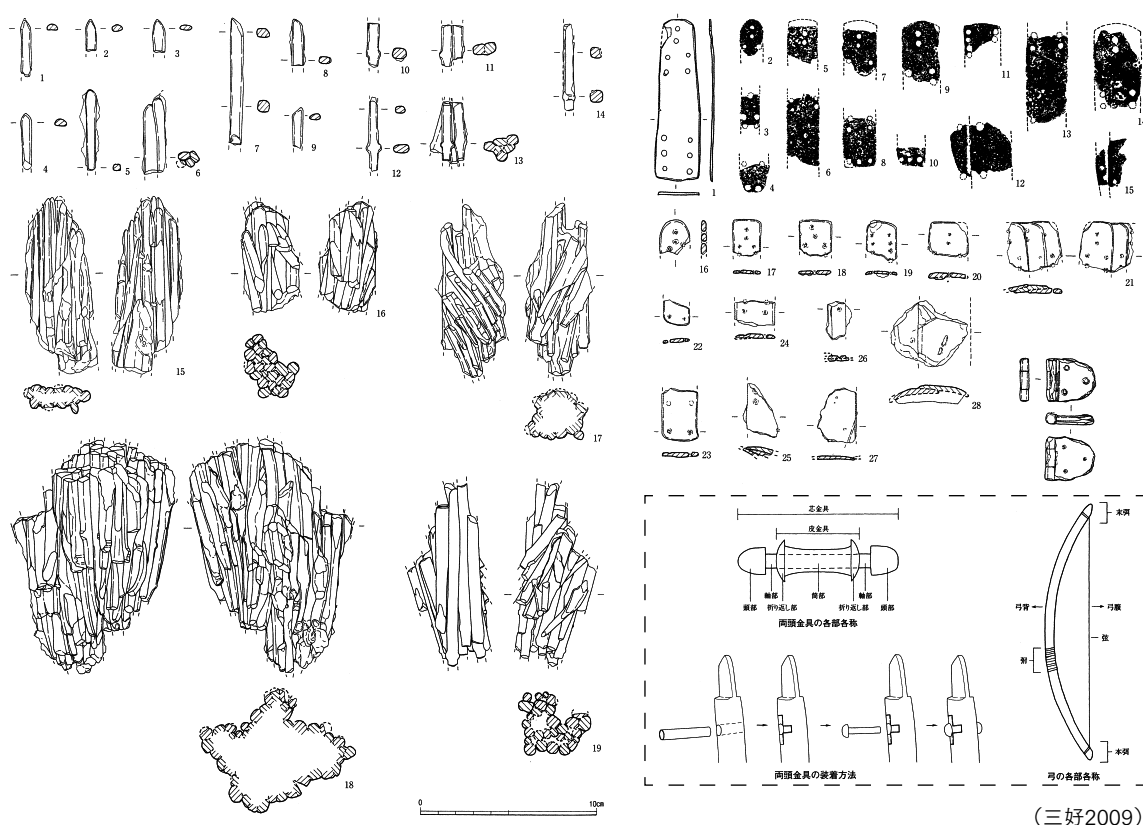


図4 大宰府史跡出土被熱鉄製品 (S= 1 / 4)

300端・庸布400常・鉄1万斤・箭竹（矢柄の素材）2,000連を請願したので、筑紫に送り下した。）²⁾」記事や、大宰府官衙における「律令的複合冶金工房」の導入時期（7世紀第3四半期以降）とも合致する。

おわりに

二日市地峡帯で鉄生産が盛行した時期は7世紀後半～8世紀第1四半期で、古代山城や大宰府官衙の整備時期（Ⅱ期政庁、筑紫之役）と重複する。また、大宰府官衙における「律令的複合冶金工房」も、7世紀後半に出現契機があり、その後の前面官衙の区画整備を受けて、範囲や規模の変動があったと考えられる。この前面官衙の区画整備は、大宰府機構の整備過程における重要な画期であり、大宰府官衙と官司との整合が遺跡で追えるようになる。逆説的に言えば、区画整備以前における工房群の所管については検証が必要である。

当該期の代表的工房である奈良県・飛鳥池遺跡では、寺院付属の工房というよりも「官司(造飛鳥寺司)」として組織された可能性が指摘されている（吉川2001、堀部2005）（図4）。同遺跡では飛鳥寺の建築部材や装飾品等の生産に加えて、兵器（鉄鏃）生産も担っていた。区画整備以前の大宰府工房も官衙建設を担った工房であり、筑紫大宰の要請さえあれば、兵器生産も担ったと考えられる。つまり、区画整備以前の大宰府工房は、規模が大きいだけでなく、その製品も多様性に富んでいたと予測される。また、大宰府政庁の整備は、水城・大野城や条坊区画等の都市整備（7世紀第4四半期～8世紀第1四半期）とも連動する。これらの整備は、既定の官司と言うよりも、筑紫大宰体制下での「造大宰府司」のような新規のプロジェクト組織が担った可能性があり、その中核が大宰府工房であったと考えられる。

註

- 1) 東大寺正倉院に備蓄された兵器は、764年「藤原仲麻呂の乱」に際し、造東大寺司長官・吉備真備の指揮下で実戦投入された実績がある。
- 2) 1斤=670gで換算すると、1万斤は6,700,000g。つまり、6.7tもの鉄素材を筑紫に輸送している。この鉄素材に続くのが、矢柄の素材である箭竹2,000連であり、矢の素材と解釈するのが妥当である。「連」であるため複数をまとめているのは確かだが、その単位は不明。仮に束と同じ20本や、軍防令の兵士自備の矢50本に当てはめると、40,000～100,000本の箭竹に相当する。いずれにせよ、本輸送は筑紫大宰下での兵器生産の存在を前提としている。

参考文献

- 小嶋篤「大宰府の兵器と工房」（『大宰府の研究』高志書院、2018年）
 堀部猛「工房の運営－飛鳥池遺跡を中心に－」（『文字と古代日本』3 吉川弘文館、2005年）
 三好栄太郎「両頭金具の構造と奈良県における出土例」（『八代海沿岸地域における古墳時代在地墓制の発達過程における基礎的研究』熊本大学文学部、2009年）
 吉川真司「飛鳥池木簡の再検討」（『木簡研究』23 木簡学会、2001年）

年代	政庁	政庁周辺官衙・関連施設										軍事施設		
		前面 広場	日吉	不丁	大楠	広丸	月山 東	蔵司 前面	蔵司 丘陵	来木	後背	学校 院	大野城	水城
600		集落							集落・古墳？	集落・古墳				
663→ 白村江	I 期 古掘立	自然 流路		I a 期 流路									城門	西門
→	I 期 新掘立		萌芽？	I b 期 工房？	I a 期 萌芽？		萌芽？	I 期 工房？	I 期	I 期 工房	I 期 萌芽？		I 期 掘立	I 期 掘立
700→	II 期 朝堂院 配置礎石 瓦葺		朝集殿 SB 2300	I 期 開始 II 期 充実 III 期 展開 終焉	II a 期 整備 b 期 III a 期 90m 区画 b 期 c 期 IV a 期 衰退 b 期 終焉 V 期 宅地 VI 期 粘土 採掘	b 期 整備 c 期 90m 区画？ d 期 低迷？ II a 期 II a 期 b 期 区画 明確 c 期 III a 期 宅地化 b 期 c 期 木棺墓 土墳墓 出現	I 期 整備 II a 期 b 期 c 期 III a 期 宅地 b 期	I 期 整備 II 期 III 期 II-2 期 IV 期 宅地？ III 期 工房？	II 期 礎石 II-1 期 築地 II 期 II-2 期 III 期 畑地 墓域？ III 期 工房？	II 期 工房 III 期 工房 IV 期 ？ V 期 瓦窯	II 期 III 期 ？	建物 群	II 期 礎石 III 期 礎石	II 期 礎石 III 期 礎石
800														
900														
941→ 純友 焼討														
1000	III 期 朝堂院 配置礎石 瓦葺													
1100		粘土 採掘	宅地化											
1200			粘土 採掘											

※正式・概要報告書から作成したもので、今後加筆修正する必要がある。

※正式・概要報告書から作成したもので、今後加筆修正する必要がある。

(下原 幸裕)